平成24年度 第2回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 報告
 - (1) 障害者計画/第2期障害福祉計画の進捗状況について
 - (2) 相談支援体制の再構築について
 - (3) 障害者虐待防止法施行について
 - (4)地域自立支援協議会について (全体の質疑応答)
- 4 議題

「保健福祉計画 (障害者計画/第3期障害福祉計画) について」 (意見交換)

- 5 その他 次回 日程等
- 6 閉会

【配布資料】

- 資料 1 障害者計画/第 2 期障害福祉計画の平成 23 年度進捗状況
- 資料2-1 障害者相談支援体制の再構築について
 - 資料2-2 相談支援体制の再構築について
 - 資料2-3 今後の杉並区相談支援体制のイメージ
- 資料3 障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について
- 資料4-1 計画部会の開催状況について
 - 資料4-2 障害者計画/第3期障害福祉計画
- 参考資料 障害者虐待防止法パンフレット

平成24年10月15日 第2回障害者福祉推進協議会 資料1

杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画 平成23年度進捗状況

杉並区障害者計画・第2期杉並区障害福祉計画(以下「障害者計画・障害福祉計画」という。)は、平成25年度末を中期的目標に掲げ、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年を計画期間とした計画です。

(障害者計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者自立支援法に基づく計画です。)

杉並区障害者計画・障害福祉計画では、めざす将来像を「**障害のある人が自分らしく生きることのできるまちづくり**」とし、3つの視点と10の推進プランを柱として策定しました。10の推進プランでは、主要な事業の整備目標や確保策等を示し、将来像の実現に向けた基盤づくりをすすめていくこととしています。

今般、平成23年度における主要事業の進捗状況について把握できましたので報告します。

なお、障害福祉サービス、地域生活支援事業の計画数値と利用実績、また福祉施設からの地域移行などの目標と実績を巻末に記載しています。

もくじ

		ページ
推進プラン1	障害のある子どもへの発達支援の充実	1
推進プラン2	相談支援体制の充実	3
推進プラン3	日常生活への支援	5
推進プラン4	入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進	7
推進プラン5	住まいの場の確保支援	8
推進プラン6	援助のある安心な生活の場の確保	9
推進プラン7	安全安心な地域生活の確保	10
推進プラン8	雇用の場の拡大・就労支援の促進	12
推進プラン9	日中活動の場の再編整備	14
推進プラン10	社会参加の促進	15
•	ービス 計画数値と利用実績 援事業 計画数値と利用実績	18 19
〇障害福祉計	画の目標数値と進捗状況	20
	いらの地域移行者数 完からの退院促進者数	
	からの一般就労者数	•4
〇王な障害福	祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況	21

3つの視点と10の推進プラン

障害のある人が 自分らしく生きること

3つ 自立生活を支えるために 暮らしの場と安心の確保のために

1 O 推進プ 障害のある子どもへの発達支援の充実 相談支援体制の充実 日常生活への支援 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進 住まいの場の確保支援 援助のある安心な生活の場の確保 安全安心な地域生活の確保 雇用の場の拡大・就労支援の促進

推進プラン1 障害のある子どもへの発達支援の充実

(1) 相談・療育体制の充実 ①早期療育体制の充実

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可回效但	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

発達に心配のある子どもに対し、母子保健と福祉とが連携して健診後の支援体制を充実し育児支援を行います。必要に応じて、こども発達センターでの専門相談、療育支援につなげます。こども発達センターを中心に、児童デイサービスの充実を図ると共に、一人ひとりの発達に応じた療育を個別指導とグループ指導を組み合わせて実施します。さらに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が協力し、乳幼児期から学齢期へ継続した支援体制を確立します。

平成23年度進捗状況

こども発達センターにおける療育件数が平成23年度も大幅に増加しました。特に、言葉の遅れ等を主訴とする1、2歳児の相談増とともに、医療機関からの紹介件数も例年と比べ増えています。保健センター等とこども発達センターとの連携により早期発見体制が効果的に行われたため、専門的な支援を必要とする子どもに対して、早期支援を行うことが出来ました。

②発達障害児への早期発見・支援体制の充実

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可凹刻胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

幼児期の集団活動や対人関係に困難のある子どもに対し、 こども発達センターと保健センターとが協力し幼児期の発達 相談を実施し、専門的な支援につなげます。

こども発達センターでの療育機能を拡充し、グループ指導を 区立施設等身近な場所で実施し、早期支援体制の充実を 図ります。

平成23年度進捗状況

区内幼稚園・保育園と連携し、相談案内・申込票の活用により事業周知を図りました。相談後の支援として、個別指導とグループ指導を組み合わせ、効果的に指導を実施しました。グループ数を8から平成22年度14、平成23年度に22まで増やし需要に対応しました。利用者の利便性を考慮し区立施設等の区内5ヶ所で指導を実施しました。

(2) 保育園・幼稚園への支援

┃ ┃ 計画数値	平成19年度末現況	障害児指定園	5園	(参考)平成22年度末 実績	障害児指定園	6園
可凹数胆	平成25年度末目標	<i>''</i>	6園	平成23年度末 実績	"	6園

事業内容(概要)

障害のある子どもが地域の子どもたちと触れ合いながら発達していけるように、巡回指導を強化し幼稚園・保育園を支援します。職員への助言や保護者の相談に応じ、専門機関との橋渡しを行います。

特別な保育条件が必要な障害のある子どものために、保育環境を整えた障害児指定園の整備をすすめるとともに、一般園での受入体制の充実を図ります。

平成23年度進捗状況

障害児が在籍している保育園と幼稚園へ医師や心理職を派遣し、職員に対して助言を行ないました。23年度の派遣回数は848回と大幅に増加しました。障害児指定園(保育園)を増設し6園となりました。一般園(保育園)でも可能な限り受け入れを行い、平成23年度は25園となりました。

(3) 学齢期の障害児への支援

①児童館・学童クラブへの支援

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前凹数胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

障害のある子どもたちが地域でともに楽しめるようにプログ ラムを充実させ児童館の活動を通じ、仲間づくりを支援しま す。

また、すべての学童クラブで障害児を受け入れるとともに、 巡回指導を実施し、重度重複障害児や発達障害児等障害 に応じたきめ細やかな対応を図ります。

平成23年度進捗状況

1クラブ最大4名、堀ノ内南と上荻学童クラブは6 名、高円寺北学童クラブでは別枠で6名の重度重 複障害児を受け入れました。専門家による巡回指 導を実施し、障害児ー人ひとりについてきめ細かな 対応を行いました。

②障害児の日中支援(児童デイサービス・地域デイサービスの充実)

計画数値 平成19年度末現況 児童デイサービス 1施設 (参考)平成22年度末 実績 児童デイサービス 2施設 平成25年度末目標 児童デイサービス 2施設 平成23年度末 実績 児童デイサービス 2施設

事業内容(概要)

児童ディサービスでは、発達に遅れのある子ども(主に幼児 期)に対し、一人ひとりの発達に応じた療育を個別指導とグループ指導を組み合わせて実施し、発達全体を促します。また、地域ディサービスでは、知的障害や発達の遅れのある子ども(主に学齢期)に対し、創作活動や集団活動、一人ひとりの発達に応じた療育支援を通じて、子どもの社会性や発達を促進します。地域ディサービスは、区の独自事業として実施しており、今後、事業内容が類似する日中一時支援事業との整合性を図ります。

平成23年度進捗状況

児童ディサービスはこども発達センターたんぽぽ 園において、1、2歳児の親子90組を受け入れました。(平成22年度より10組増加) また平成22年度より、学齢期の療育・放課後支援

また平成22年度より、学齢期の療育・放課後支援の児童デイサービス事業を実施する施設が開設されました。放課後支援の需要の高まりや社会性の発達を促すなど、障害児とその保護者の生活を支える上で大切な役割を果たしています。

③特別支援教育の充実

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可凹致胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

幼児期の早期療育の効果を学齢期の学校教育に反映させるために、教育委員会と協力して「就学支援シート」の活用を推進します。また、地域の中で将来にわたって途切れることのない支援を行うため、地域子育てネットワークを活用し、特別支援学校、済美教育センター等と保健・福祉の関係機関が連携し、ケース会議等を通して障害を背景とした諸課題の解決にあたります。

平成23年度進捗状況

早期療育の効果を学齢期の学校教育に反映させるために、教育委員会と協力して「就学支援シート」の活用をすすめました。様々な障害に対する療育支援を適切に実施し、幼児期から学齢期まで途切れることなく支援できるよう、こども発達センターと済美教育センターと連携強化を図っています。

推進プラン2 相談支援体制の充実

(1) 相談支援機関の充実 ①相談窓口の整備

計画数值	平成19年度末現況	3ヶ所	(参考)平成22年度末 実績	7ヶ所
可回奴他	平成25年度末目標	7ヶ所	平成23年度末 実績	7ヶ所

事業内容(概要)

障害者が、必要などきに地域の身近などころで相談支援が受けられるよう、自立生活支援センター及び相談支援事業所を設置し相談支援体制の充実を図り、3障害に対応する総合的な相談及び個人に応じた専門相談を行います。また、緊急時の相談支援の窓口として、自立生活支援センター「すだち」で24時間対応します。

—— 平成23年度進捗状況

地域自立支援協議会相談支援部会や相談支援 事業所連絡会を通じて、相談支援の内容の充実 に努めています。今後は、障害者自立支援法の 改正に伴い、基幹相談支援センターの設置を含 め、相談支援体制の再編整備を行います。

②専門相談の充実

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可回数但	平成25年度末目標	実施∙充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

高次脳機能障害の専門的な相談について、相談窓口を設置し相談支援体制を充実していきます。また、本人や家族からの相談のほか、医療機関等との連携、関係者連絡会や障害の理解のためのセミナーなどを行います。

発達障害については、現行の子どもの発達相談を充実する とともに、成人に対する相談体制を検討します。

平成22年度進捗状況

オブリガード内に高次脳機能障害の専門窓口を、 又こども発達センター内にこどもの発達障害専門 相談を、それぞれ設置して相談を受け付けています。なお、成人期の発達障害について、昨年度に 引き続き社会適応支援事業を試行し、支援のあり 方や今後の関係機関の連携について検討しました。

(2) 地域自立支援協議会の充実

計画数値	平成19年度末現況	設置•運営	(参考)平成22年度末 実績	充実
可凹数阻	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	充実

事業内容(概要)

障害者の地域自立生活の実現のために、地域自立支援協議会が、関係機関のネットワークの中核としての役割を担います。また、地域自立支援協議会のもとに設置する専門部会の充実を図り、障害者本人の視点に基づく相談支援のあり方を検討するとともに、不足している社会資源を検証し、施策の充実につなげていきます。

平成23年度進捗状況

全体会を年3回開催し、相談支援からの視点として地域の課題について論議しました。専門部会である相談支援部会では「学齢期」「虐待防止」「高齢期」を切り口に課題検討を行い、地域移行促進部会では、「地域医療」「地域移行に必要な支援」について等それぞれ論議しました。

(3)ピア相談等の充実

計画数值	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可回奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

身体障害者・精神障害者及び知的障害者や障害者の家族のピア相談の充実を図るため、ピア相談を行う人材の発掘、養成や活用に取り組みます。また、相談だけでなく、当事者としての経験を生かして、障害者自身が他の障害者の援助を行う、ピアサポートの体制づくりを行います。

平成23年度進捗状況

身体障害者と精神障害者へのピア相談を「やなぎくぼ」と「オブリガード」で実施しています。相談員は相談対応する中で経験を重ねています。なお、知的障害者のピア相談は、実施の仕方を検討しており、今後充実させていきます。

(4) 自立を支援する情報提供の充実

	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
計画数値	亚式05年在士日博	充実		実施
	干队20年及不日保	九大	半成23年度末 実績	大心

事業内容(概要)

区広報や「の一まらいふ杉並」などへの掲載を充実します。 また、自立生活支援センターや相談支援事業所において、 障害者自立支援法のサービスを含む保健福祉・医療サービ ス等の情報をわかりやすく提供するとともに、サービス事業 者に関する情報提供冊子を作成するなど障害者の情報取 得について、便宜の向上に努めていきます。

平成23年度進捗状況

「の一まらいふ杉並」では、文字の拡大や音声読み上げソフトへの対応など、誰もが使いやすいサイトづくりを目指しています。また、平成22年度はSPコードを印刷した「障害者のてびき」を作成し配付しました。平成24年9月末を目途にJISに基づく等級AA準拠達成を目標にサイトの改善に取り組み、確実に正確な情報提供ができるよう、充実に努めました。

(5) 相談支援の仕組みづくり

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前凹数胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

必要な方には、相談支援機関が積極的にケアマネジメントを進めていきます。特に、継続した支援が必要な方に、複数の関係機関が連携し、「個別支援計画」を作成するとともに、適切な相談支援を行うための仕組みを作ります。また、一人ひとりのニーズにあったサービス利用計画の作成が行われるよう、指定相談支援事業者と福祉事務所の連携体制を整えていきます。

平成23年度進捗状況

法律改正により、平成24年度からサービス等利 用計画の対象者が拡大するにあたり、新たな相 談支援の仕組みづくりについて検討を行いまし た。

推進プラン3 日常生活への支援

(1) 訪問系サービスの充実

	計画数値	平成19年度末現況	居宅介護 利用者数:381人 利用時間:4,544時間	(参考)平成22年度末 実績	利用者数:449人 利用時間:5,506時間
		平成25年度末目標	利用者数:489人 利用時間:6,567時間	平成23年度末 実績	利用者数:417人 利用時間:5,158時間

事業内容(概要)

家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。今後もサービス利用量の増加が見込まれ、ホームヘルパーなどの有資格者の掘り起こしや事業者参入を促すなどサービス基盤を整備していきます。重度障害者等包括支援は、現在、参入事業者が少なく提供体制が整っておりませんが、サービス提供が可能となるよう環境の整備に努めます。また、障害程度区分が非該当と認定された方に対するサービスとして、生活サポート事業を実施しています。

平成23年度進捗状況

前年度との比較では、利用実績が利用者数と利用 時間ともに微減 傾向にありました。

今後も引き続き、利用者数・時間ともに増加傾向が 見込まれます。サービス必要量の確保とともに、障 害者のニーズにきめ細く対応できるよう従事者のス キルアップが必要です。

(関連:「(5)支援者の育成と資質の向上の支援」)

(2) 短期入所の拡充

計画数値	平成19年度末現況	利用日数:500人日分	(参考)平成22年度末 実績	利用日数:583人日分
	平成25年度末目標	#:590人日分	平成23年度末 実績	":590人日分

事業内容(概要)

介護者の病気などにより在宅での生活が一時的に困難になった時などに、短期入所の施設で障害者へ食事や入浴などの必要な支援を行います。医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所が利用できるよう拡充します。また、精神障害者の短期入所については、グループホームの事業者などと連携して整備に努めます。

平成23年度進捗状況

前年度との比較では、利用日数と利用者数ともに増加しています。計画数値との比較でも、利用実績が利用者数と利用日数ともに上回っています。

今後の在宅における障害者本人や介護者の高齢化などにより、利用者数の増加が見込まれサービス量の拡充が必要です。

(3) 重度障害者の在宅支援サービスの充実

	計画数値	平成19年度末現況	訪問入浴	含: 160回	(参考)平成22年度末 実績	訪問入浴	: 179回
	可凹数胆	平成25年度末目標	"	237回	平成23年度末 実績	//	193回
	事業内容(概要)			平成23年度進捗状況			
	重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に			前年度比較で、訪問入浴	今の利用者数	・利用回数とも	
	生活していただけるよう、外出が困難もしくは寝たきりの方			に微増で推移しています		者一人当たり	
	┃ に対し、「訪問入浴サービス」、「理美容サービス」や「寝具				┃ の利用平均回数は約3回	引です。	

(4) 日常生活用具給付等の充実

洗濯・乾燥サービス」を提供します。

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前凹致胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

重度の障害者の日常生活の便宜を図り、生活の質を向上するため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。また、必要な人が適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

平成23年度進捗状況

日常生活用具の利用状況は、平成22年度5,746件、 平成23年度6,212件と大幅に増加しました。使用方 法・修理などの情報提供や相談の充実については、 引き続き、日常生活用具給付の受託事業者と連携を 強化を図っていく必要があります。

(5) 支援者の育成と資質向上への支援

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

障害特性や障害者のニーズに応えられるヘルパーを養成するため、事業所での研修に専門職員を派遣したり、通所施設での体験研修に参加できる機会を設けるなどの支援を行います。また、求人募集をする際の支援や有資格者の掘り起こし等、地域の障害者の生活を支えるボランティアを育成していきます。また、すぎなみ地域大学と連携などにより、地域の障害者の生活を支えるボランティアを育成してい

平成23年度進捗状況

すぎなみ地域大学と連携して、ガイドヘルパー講座を実施し20名の方が受講しました。講座修了後は「資格証」を交付し、区が委託する杉並区内の移動支援事業所に登録してガイドヘルパーに従事することが可能となりました。また、修了者を対象としたフォロー研修を実施しました。

(6) 障害者の疾病予防

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前凹致胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

生活習慣病予防対策として、区内障害者施設の利用者を対象に障害者施設健診事業を実施し、個別保健指導や健康相談につなげていきます。肢体不自由児者の二次障害や機能低下を防止するために、理学療法士や作業療法士により、一人ひとりにあったきめ細かな補装具相談やリハビリプログラムを実施します。

また、精神疾患の悪化防止には、治療継続や服薬管理が 重要です。訪問看護の利用を促進し、服薬管理等の医療 面のサポート体制を強化していきます。

平成23年度進捗状況

「かかりつけ医での定期受診を推奨する他、受診困難な障害者へは、保健センターで通所施設ごと検診を実施しました。また、障害者福祉会館での中途障害者のための生活リハビリ事業に加え、21年度からマイルドハートで専門職による健康、リハビリに関する相談も実施しています。

自立支援協議会の地域移行促進部会では、障害者の自己の健康情報管理と、服薬管理のサポートのため「わたしの健康ノート」を作成し、配布しました。また、円滑な受診のために地域の医療従事者との懇談会も実施しています。

推進プラン4 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進

(1) 入所施設から地域生活への移行促進						
計画数値	平成19年度末現況	7人	(参考)平成22年度末 実績	7人		
可凹数胆	平成25年度末目標	平成21年度からの累計70人	平成23年度末 実績	7人		
事業内容(概要) 「障害者入所施設の利用者の中には、地域において必要な支援や条件が整えば区内のグループホーム・ケアホームなどでの生活が可能な方がいます。地域移行型入所施設であるすだちの里すぎなみの活用や、ケアマネジメント手法による相談支援を基にして、積極的に施設入所者の地域移行を促進していきます。			プホーム・ケアホームの ら7名の地域移行があり	年度までに27名の地域移		

(2) 精神障害者の退院促進							
計画数値	平成19年度末現況	2人	(参考)平成22年度末 実績	1人			
前四奴胆	平成25年度末目標	平成21年度からの累計50人	平成23年度末 実績	5人			
事業内容(概要)			を行いました。2年にわた 院者数名を含む、5名の	売者4名の方に対して支援 より支援をしていた長期入 方が退院しました。ピアサ ログラムも1病院で継続実			

			•			
(3) 地域移行支援体制の強化						
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施		
前凹奴胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施		
事業内容(概要) ・地域自立支援協議会の中に設置する地域移行促進部会において、地域移行の実例の検証や課題整理を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を図るなど、地域移行支援体制を強化していきます。また、地域での主な移行先となるグループホームやケアホームの整備を進めていきます。			制」をテーマに検討を行い や医療機関に情報を伝え 成した「私の健康ノート」 害者自立支援法一部改 援」が個別給付化するに	、継続的に「地域の医療体いました。自分の健康管理えるためのツールとして作を改良し配布しました。障正にあたり、「地域相談支」にい、地域移行におけるならに深め、支援体制を強す。		

推進プラン5 住まいの場の確保支援

(1) 居住サポート事業の実施						
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施		
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施		
平成25年度末目標 充実 事業内容(概要) 施設や病院などから地域移行する方や一人暮らしを希望する方に対して、単身生活をサポートするため、アパート等の賃貸物件の情報提供、契約手続やその後の見守りなどの生活支援を行う居住サポート事業を自立生活支援センターへの委託により実施します。			どから地域移行する方 方に対して、物件探して しい生活に対しての相記 た。障害者自立支援法	一部改正に伴い、「地域 計付化されることになった		

(2) アパートあっせん事業・入居支援							
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施			
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施			
事業内容(概要) 新しく障害者が対象者として加わった「高齢者等アパート あっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を有効に利用 できるように、自立生活支援センターを中心に障害者を支 援していきます。			事業・入居支援事業を活	1名(0名)			

(3) 区営住宅の活用						
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施		
前四奴胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施		
事業内容(概要) 障害者が、地域で継続して生活をおくるための住宅施策の 推進に向けて、区営住宅の一部を障害者用として計画的に 確保していきます。			事業・入居支援事業を活いる障害者に対し民間でいました。			

推進プラン6 援助のある安心な生活の場の確保

(1) グループホーム・ケアホームの確保

①知的・精神障害者のグループホーム・ケアホームの整備

計画数値	平成19年度末現況	知的GH・CH:23ヶ所 精神GH・CH: 6ヶ所	(参考)平成22年度末 実績	知的GH・CH:32ヶ所 精神GH・CH: 7ヶ所
	平成25年度末目標	知的GH•CH:42ヶ所 精神GH•CH:12ヶ所	平成23年度末 実績	知的GH・CH:32ヶ所 精神GH・CH: 6ヶ所

事業内容(概要)

自立した生活を希望する方や入所・入院から地域生活への移行に対応するため、グループホーム等の整備を都の補助制度を活用しながら、NPO法人や社会福祉法人などと連携し進めます。また、グループホーム等のサービスの質を確保し、運営をバックアップするための体制やシステムを構築していきます。

平成23年度進捗状況

社会福祉法人やNPO法人が、主に賃貸住宅や個人住宅を改修してグループホーム・ケアホームの整備を図っています。平成23年度は知的GH・CHの新規開設が2ヶ所ありました。(知的GH・CH2ヶ所、精神GH・CH1ヶ所廃止。)また、区有地を活用して整備する知的GH・CHについては、継続して着工に向けての地元住民への説明会を行い、平成23年10月より建設を開始しました。(平成24年6月開設)

②身体障害者のグループホームの整備

	平成19年度末現況	1ヶ所	(参考)平成22年度末 実績	1ヶ所
計画数値	平成25年度末目標	2ヶ所	平成23年度末 実績	1ヶ所

事業内容(概要)

重度の身体障害者が、地域生活を継続できるよう必要な体験ができるグループホームが、現在、区内に1ヶ所あります。身体障害者のグループホームの事業運営や整備手法を検証するとともに、身体障害者の入所施設の利用状況などを踏まえて、身体障害者のグループホームを整備します。

平成23年度進捗状況

重度の身体障害者が、地域生活を継続できるグループホームは補助事業として運営しておりましたが、平成23年度より障害者自立支援法に基づくグループホームとして運営を変更し、利用定員についても増員しました。

(2) グループホーム等のサービスの向上と事業者支援

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	充実
	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	充実

事業内容(概要)

区内にあるグループホーム等の世話人や生活支援員の資質を向上し、サービスの質を高めるための研修会や情報交換会などを開催します。また、世話人のバックアップ体制や事業者相互の連携体制などについて検討するとともに、グループホーム等の運営方法などに関するガイドラインを利用者や事業者からの意見を取り入れて作成します。

平成23年度進捗状況

区内のグループホーム等の障害者福祉サービス事業所の管理者等を対象として、障害者の人権をテーマとして講演会を実施しました。また、世話人情報交換会等を通して、支援の質の向上のための情報提供等を行いました。

※平成21年度にグループホーム等のガイドライン を作成し配付済みです。

(3) 重度の身体障害者入所施設の整備

計画数値	平成19年度末現況	整備	(参考)平成22年度末 実績	実施
	平成25年度末目標	平成21年度開設	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

社会福祉法人が、重度の身体障害者を対象とする人所施設を平成21年度に開設します。この整備や運営に係る費用の一部を区が補助します。施設は、重複障害者や医療的ケアが必要な方も対象とし、自宅などでの介護が困難な方が入所します。

また、施設入所支援事業のほか短期入所事業や通所事業を 実施し、在宅での身体障害者を支援する施設としても運営し ていきます。

平成23年度進捗状況

平成21年7月に障害者支援施設マイルドハート高円寺が開設し、施設入所支援の外、通所、短期入所及び相談支援の各サービスを提供しています。なお、平成23年度に併設している短期入所については定員を増加しました。

施設開設後も、引続き区が入所利用者の募集を行い、運営法人へ利用対象者を推薦しています。

推進プラン7 安全安心な地域生活の確保

(1) 24時間安心サポート事業の拡充					
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施	
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施	
介護者のに、障害者	事業内容(概要) 事業内容(概要) 介護者の急病や急用など緊急的な支援が必要になった時に、障害者の安全を守るなどの支援を行う24時間安心サポート事業を実施します。		緊急時のショートステイ 派遣(緊急ヘルパー)を 度には、緊急ショート6件	安心サポート事業として、 (緊急ショート)とヘルパー 実施しています。平成23年 ‡の利用実績がありまし 実績がありませんでした。)	

(2) 災害時	要援護者支援対策(の充実強化		
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施
域形では 域援所体制 連携す。 の ・減災・ 次・減災メ	自力で避難することがほけあいネットワーク(地域 営連絡会を拠点としたなを柱として、多角的に支 た、災害時に特別な支れのための「福祉救援所	困難な障害のある方を「地 或の手)」制度により、震災 地域の関係者による協力・ 援するための施策を拡充 援を必要とする要援護者 所」の設置や、地域の防 帯への火災警報器等取付	いネットワーク登録者の 末現在で8,327名の登録 22年度は7,194名) また、登録者を民生委員 プランの作成と併せて教 います。 引き続き、「福祉救援所」	へ掲載し、地域のたすけあ拡大を図り、平成23年度 拡大を図り、平成23年度 者となっています。(平成 動が訪問し、個別避難支援 は急情報キットを配布して 」の設置をすすめ、平成23 区内社会福祉法人と協定

(3) 位置検索システム					
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	(登録:32名	探索:268回)
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	(登録:32名	探索:203回)
在宅の知と安全確保	事業内容(概要) 在宅の知的障害者が、行方不明等になった時に早期発見 と安全確保のため、介護する方に対し、位置情報端末機器 を貸与します。		平成23年度進捗状況 位置探索事業者へ委託 び衛星回線を利用し位 ています。平成23年度は 数は同数でしたが、探索	置情報を介護 は、前年度に」	者へ提供し 比べて登録者

(4) 緊急通報・火災安全システム					
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施	
可凹效胆	平成25年度末目標	実施	平成23年度末 実績	実施	
事業内容(概要) 一人暮らしをする身体障害者が、自宅で急病や事故などに 遭われた時に対応するための通報機器を貸与します。ま た、通報機器により東京消防庁へ通報し、地域の協力体制 により救助する仕組みの普及を図ります。				しの安全確保のため、事 23年度では、緊急通報36 台の設置がありました。	

(5) 障害者の虐待防止、権利擁護の仕組みづくり

計画数値	平成19年度末現況	_	(参考)平成22年度末 実績	実施
可凹效胆	平成25年度末目標	実施∙充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

障害者に対する虐待・暴力や経済的被害などに関しては、 潜在化する場合が多々あります。自立生活支援センター、 成年後見センターや福祉事務所などとの連携体制を強化 するとともに、対応した事例を地域自立支援協議会の相談 支援部会で検証し、虐待防止や権利擁護につなげる仕組 みをつくります。

平成23年度進捗状況

自立生活支援センター、成年後見センターや福祉 事務所などと連携を強化し、障害者の虐待防止や 権利擁護の推進を図りました。また、自立支援協 議会の相談支援部会において、障害者の虐待防 止の課題などについて情報交換を行いました。 ※障害者虐待防止法が平成24年10月1日からの 施行されるため、区における体制整備が必要となります。

#維フランQ 戸田の但の坑大, 就労支援の促進

推進 6 170 惟同い物の仏人。礼力 失猿の促進						
(1) 多様な	(1) 多様な企業就労形態の活用					
計画数値	平成19年度末現況	実習生:56人	(参考)平成22年度末 実績	実習生:24人		
可凹致但	平成25年度末目標	″ 60人	平成23年度末 実績	" 24人		
事業内容(概要) 事業内容(概要) 多様な場や就労形態を活用して就労の拡大を図り、障害の 重い方の雇用も拡充していきます。 区役所実習だけでなく企業内実習の拡充など働く体験の機 会と実践的な就労体験の場を増やします。		務に携わる場合の課題を整理するため、調査を委				
(2) 企業開拓と就労定着支援の充実						

①雇用開拓専門員の配置

計画数値	平成19年度末現況	企業開拓専門員:1名		(参考)平成22年度末 実績	企業開拓専門	員:1名
計画数値	平成25年度末目標	"	1名	平成23年度末 実績	"	1名

事業内容(概要)

障害者雇用支援事業団に雇用開拓専門員を配置するととも に企業が障害者を積極的に雇用してもらえるよう、相談・助 言や情報提供などをハローワークとが連携して働きかけて いきます。また、区内企業の障害者雇用が促進されるよう 産業団体や中小企業主に対する情報提供・啓発に取り組み ます。

平成23年度進捗状況

障害者雇用支援事業団に企業開拓専門員を配 置し、障害者の雇用拡大を図っています。平成 23年度では、企業開拓専門員が区内19社、区外 78社へ訪問しました。今後も実績を増やしていき ます。

②ジョブコーチ・定着支援アドバイザーの充実

計画数値	平成19年度末現況	ジョブコーチ:3人	(参考)平成22年度末 実績	ジョブコーチ:3人
前四数胆	平成25年度末目標	″ 3人	平成23年度末 実績	″ 3人

事業内容(概要)

障害者雇用支援事業団のジョブコーチが障害者の就労支 援とともに企業に対し障害者雇用にあたっての仕事内容や 職場環境改善を助言・提案するほか、就職後の障害者のア フターケアとして定着支援アドバイザーによる職場訪問や企 業・障害者からの相談対応など定着支援に努めていきま す。また、安定した生活を送れるよう支援していきます。

平成23年度進捗状況

平成23年度では、定着支援の訪問件数延べ895 件、仕事が終わった後に就職者が集う「たまり 場」事業を22回実施しました。

今後も、障害者雇用支援事業団を中心に実績を 増やしていきます。

③チャレンジ雇用の実施

計画数値	平成19年度末現況	検討	(参考)平成22年度末 実績	2人
前凹数胆	平成25年度末目標	累計4人	平成23年度末 実績	8人

事業内容(概要)

区において知的障害者等のチャレンジ雇用を実施し、障害 者雇用支援事業団、ハローワーク等と連携を取りながら、-般就労につながるようにしていきます。

平成23年度進捗状況

平成23年度では、定着支援の訪問件数延べ895 件、仕事が終わった後に就職者が集う「たまり 場」事業を22回実施しました。

今後も、障害者雇用支援事業団を中心に実績を 増やしていきます。

(3) 求職情報の集中化

①就職情報の効果的活用と共有化

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可凹刻胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

迅速・的確に求人対応ができる仕組みを構築するとともに、 適切なジョブマッチングにより、就職した障害者が職場に適 応できるように努めていきます。

また、就労移行支援や就労継続支援、相談支援を行う施設と連携して、ネットワークを構築・運用することにより、これらの関係機関での就労情報の共有化を図っていきます。

平成23年度進捗状況

障害者と企業を結びつけるジョブマッチングの精度を高めるために、職業評価を事業団で行えるように検討を行いました。今後は、共通アセスメントシートの改良を重ね、就職情報の効率的な活用のための充実を図っていきます。

②就労移行支援事業プログラムの構築

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可凹数阻	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施

事業内容(概要)

就労移行支援事業に取り組む施設に対して、区と障害者雇 用支援事業団が連携して、施設利用者に係る就労移行支 援プログラムの作成など、施設への支援を行っていきます。

平成23年度進捗状況

区内の就労移行支援事業者から就職した人の 多くは雇用支援事業団と連携しながら就職に結 びつきました。施設からの就労者24名中9名が 事業団との連携により就職しました。今後は、就 労移行支援事業の強化のために、企業と契約し た就労支援アドバイザーの派遣や障害者雇用 支援事業団で就労移行支援事業を行いプログラ ムの強化を図ります。

③ネットワークを活用した就労支援

計画数値	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	
-1 do: 11	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施

事業内容(概要)

雇用支援ネットワークを充実し、共通のアセスメントシートを活用して就労に関する実例を検証するなど、障害者就労に取り組む施設と連携して就労支援の仕組みを構築していきます。また、施設での一般就労に向けた取組を促進するため、セミナー等を実施していきます。

平成23年度進捗状況

通所施設、学校やハローワークの担当者などからなる雇用支援ネットワーク会議を定例的に開催し、企業訪問会や模擬面接会を企画、実施することで、就労担当職員のレベル向上を図りました。今後もネットワークの活動を充実させ、就労に向けた取り組みを促進していきます。

(4) 工賃アップのための取り組みの支援

│ │計画数値	平成19年度末現況	工賃1.12倍(18年度比)	(参考)平成22年度末 実績	工賃1.12倍(18年度比)
前凹数胆	平成25年度末目標	工賃2.5倍(18年度比)	平成23年度末 実績	工賃1.25倍(18年度比)

事業内容(概要)

就労継続支援など通所事業所の利用者の工賃が、向上するよう支援を行います。

「すぎなみ仕事ねっと」を有効活用し、区からの発注量の増加などにより受注量の拡大や自主生産品の販路拡大に努めます。また、経営の専門家のアドバイスをもらうなど、戦略的に取り組める仕組みを作っていきます。

平成23年度進捗状況

通所施設、学校やハローワークの担当者などからなる雇用支援ネットワーク会議を定例的に開催し、企業訪問会や模擬面接会を企画、実施することで、就労担当職員のレベル向上を図りました。今後もネットワークの活動を充実させ、就労に向けた取り組みを促進していきます。

推進プランタ 日中活動の場の再編整備

(1) 通所施設の整備と支援

①生活介護・生活訓練型の通所事業所

平成19年度末現況生活介護95人・療養介護2人
地域活動支援センター23人(参考) 平成22年度末 実績生活介護472人・療養介護1人
地域活動支援センター23人平成25年度末目標生活介護530人・療養介護2人
地域活動支援センター23人平成23年度末 実績生活介護624人・療養介護1人
地域活動支援センター21人

事業内容(概要)

で書が重くても、また加齢によって機能が低下しても、日々の活動を充実することにより、いきいきとした生活をおくれるよう、比較的重度の障害者を対象とする生活介護事業などの通所施設の整備に努めていきます。また、通所施設での事業の充実を施設と連携して進めていきます。なお、自立支援給付による通所施設への移行が難しい小規模な作業所は、地域活動支援センターとして再編整備します。

平成23年度進捗状況

一既存施設からの自立支援給付事業への移行が完了しました。中でも、生活介護事業の大幅な増加が見られますが、入所施設からの移行が多くを占めている状況です。今後、重度障害者の地域移行や特別支援学校卒業生の受入に向け、サービス基盤の整備が必要です。

②就労型の通所事業所

計画数値	平成19年度末現況	就労移行支援8人·就労継続支援 A型1人·就労継続支援B型60人	(参考)平成22年度末 実績	就労移行支援43人·就労継続A型 6人·就労継続B型539人
	平成25年度末目標	就労移行支援55人·就労継続支援A35人·就労継続支援B565人	平成23年度末 実績	就労移行支援60人·就労継続A型 9人·就労継続B型695人

事業内容(概要)

就労の意欲や能力のある障害者に対しては、一般就労に向けた取組や能力に応じた作業などを行う就労支援型の事業などの通所施設の確保に努めます。就労移行支援や就労継続支援A型への事業移行を積極的に働きかけていきます。

平成23年度進捗状況

小規模作業所や精神障害者共同作業所の自立支援給付事業への移行では、就労継続支援B型事業所への移行が多くありました。障害者の多様なニーズに応えるため、就労移行支援や就労継続支援A型事業の整備が必要です。

(2) 重度の知的障害者通所施設の整備

計画数値	平成19年度末現況	_	(参考)平成22年度末 実績	1ヶ所・開設準備
前四奴胆	平成25年度末目標	平成21年度開設	平成23年度末 実績	1ヶ所開設

事業内容(概要)

重度の知的障害者の通所施設について、利用数の増員などの充実を図るため、区内の通所施設を運営する法人と連携して、重度の知的障害者を対象とする通所施設を整備します。

平成23年度進捗状況

重度知的障害者の8人規模の生活介護事業所が 運営を開始しました。今後も重度知的障害者通所 施設の整備が必要です。

(3) 障害児の日中支援

※推進プラン1(3)②を参照(2ページ)。

|(4) 中途障害者のリハビリテーションの充実

計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	訓練修了者数 18名
可凹致胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	訓練修了者数 17名

事業内容(概要)

高次脳機能障害者など中途障害者の退院後の心身のリハ ビリテーションについて、地域での自立生活が出来るように 支援します。

個々に目標を設定し、専門職が評価を行い、中途障害者の特性に合わせた今後の生活について、関係機関と連携しながら支援の充実を図っていきます。

平成23年度進捗状況

で書者福祉会館で、中途障害者対象の生活リハビリ訓練事業を実施しています。関係機関連絡会への参加者も増え、連携をとりながら支援する体制が出来てきています。介護保険2号の支援体制が課題として上げられているため、デイサービス等の整備が必要です。

推進プラン10 社会参加の促進

(1) 外出支援 ①移動支援

平成19年度末現況 6,659時間(通学等の支援を含む) 計画数値

(参考)平成22年度末 実績 8,693時間(通学等の支援を含む)

平成25年度末目標

10,226時間(通学等の支援を含む)

平成23年度末 実績 10,307時間(通学等の支援を含む)

事業内容(概要)

障害者の社会参加を促進するために、外出の際に付き添 いを行うヘルパーなどの有資格者を派遣する「移動支援」 を提供します。

利用実績が堅調な伸びが続いており、今後の需要の伸び が推測されることから、安定したサービス提供ができるよう 体制確保とサービスの質の向上に努めます。

平成23年度進捗状況

移動支援は、前年度実績に比べ、利用時間に大 幅な増加がありしました。また、平成23年10月に視 覚障害者を対象とした移動支援が障害者自立支 援法に基づく同行援護として創設されました。

②通学等の支援

平成19年度末現況 (参考)平成22年度末 実績 未実施 計画数值 平成25年度末目標 平成23年度末 実績 平成21年度から実施 未実施

事業内容(概要)

これまで移動支援として実施してきた通学等のための支援 を、別の事業として実施します。通学等の際の付き添いを ヘルパーなどの有資格者のほか、ボランティアなどの地域 の人材が参加できる事業としての仕組みをつくります。

平成23年度進捗状況

通学等の支援は、学校や学童クラブへのボラン ティアなどの活用を検討してきましたが課題があり 実施に至りませんでした。教育部門等との課題整 理を進めていきます。

③福祉交通システムの充実

平成19年度末現況 実施 (参考)平成22年度末 実績 実施 計画数値 平成25年度末目標 充実 平成23年度末 実績 実施

事業内容(概要)

バスや電車など一般公共交通機関を利用することが困難 な方の外出に関する相談・情報提供などを行う「杉並区移 動サービス情報センター」を平成19年10月に開設し、福 祉交通システムの基本的な枠組みを構築しました。今後 は、センターを中心とした情報収集・発信機能の強化や関 係事業者との連携を進めるとともに、福祉タクシー券交付 事業、リフト付タクシー運行事業等の関連施策との調整を 図りながら、移動困難者に対する外出機会の確保に向け た取り組みを拡充していきます。

平成23年度進捗状況

移動に困難な方を対象として、利便性の向上と 関係者間の協力体制を構築するための拠点とし て、杉並区移動サービス情報センターを設置し ています。平成23年度には、協力事業者66事業 所と1,233件の相談がありました。

杉並区内で福祉有償運送活動を継続する団体 に対し助成するとともに、福祉有償運送に必要 な福祉有償運転者講習会を実施しました。

(2) コミュニケーション支援

①手話・要約筆記の派遣

平成19年度末現況 |手話通訳34回、要約筆記3回|(参考)平成22年度末 実績|手話通訳50回、要約筆記6回 計画数値 平成25年度末目標 手話通訳70回、要約筆記10回 平成23年度末 実績 手話通訳48回、要約筆記6回

事業内容(概要)

聴覚や言語機能障害などに障害があり、意思疎通に支障 のある障害者に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 手話通訳者や要約筆記者の養成や講習会を実施して人材 の育成に努めていきます。

平成23年度進捗状況

手話通訳者と要約筆記者の派遣は、社会福祉協議 会、東京手話通訳等派遣センターに委託し実施しまし た。また、24年度以降の事業にあり方について検討し ました。、手話通訳者の養成講習会は障害者福祉会 館運営協議会で実施しました。

②それ以外のコミュニケーション支援の検討					
計画数値	平成19年度末現況	検討	(参考)平成22年度末 実績	検討	
前凹致胆	平成25年度末目標	実施·充実	平成23年度末 実績	検討	
事業内容(概要) 視覚障害者の代読や点訳、知的障害者のコミュニケーション支援の実施に向けて検討します。			<u>でサービスの需要を探るた</u> 23年4月からサービスの		

(3) 多様な講座・交流の場の整備				
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施
事業内容(概要) 学習や趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士との交流の場の確保などについて、障害者の希望を取り入れて企画・実施します。		平成23年度進捗状況 障害者福祉会館においてそば打ち教室(18名)、 パソコン講習会(24名)、料理教室(63名)などを実 施しました。 ※カッコ内は参加者数を示しています。		

(4) 障害者の区政への参加				
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
可四数胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施
し理解を行 また、障害 め、障害	、直面する課題や社会: 导る機会として、障害者 号者福祉推進協議会や 者が一市民として協議会 進するなど、ノーマライ・	環境の状況を区民に公表 区議会などを開催します。 自立支援協議会をはじ などへ参加し発言できる ゼーション理念の定着拡	て、障害者本人や障害	や自立支援協議会におい 者団体代表者が委員として 関しての問題提起や改善に いて検討しました。

(5) 障害者活動の支援				
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
日間四数値	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施
事業内容(概要) 事業内容(概要) 障害者が主体的な活動をしやすい環境づくりを進めるため、障害者との話し合いを基本とし、活動場所、支援者、グループの紹介などの様々な情報提供を障害者福祉会館、障害者交流館、自立生活支援センター等が中心となって行っていきます。		が企画・運営できるよう、 等の支援を障害者福祉	、充実した当事者活動の会、情報や活動場所の提供会館、障害者交流館、自が中心に行い、昨年度同様実施されました。	

(6) 生活支	援·社会参加促進事	業の充実		
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前四奴胆	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施
めの支援 援を行い、 また、障害	日常生活に必要な訓練や、障害者に対するボール でまるがのと活の質的にまるが参加するスポーツ	で接助など本人活動のたランティア活動のための支ランティア活動のための支向上を図ります。 リや芸術文化活動に係る 是供の充実に努めていき		りの情報交換会、呼吸リ 対室、障害の理解を進め した。

				•
(7) 心のバ	リアフリーの推進			
計画数値	平成19年度末現況	実施	(参考)平成22年度末 実績	実施
前四奴他	平成25年度末目標	充実	平成23年度末 実績	実施
し支え合き より障害 です。 これまで、 リアフリー に、障害者	無にかかわらず、一人で う地域社会を実現するた こ対する正しい理解と認 「ハート・プラス」ワッペ ・協力店の登録などを行	ひとりが互いに個性を尊重 かには、相互理解はもと 識を深めることが不可欠 ンの作成、体験学習やバってきました。今後もさら る視点に立ち心のバリアフ	ることを目指して、平成2 アフリー協力店」の普及 いて601事業者となってし	バリアフリー環境を整備す 20年度から開始した「バリ 事業は平成23年度末にお います。利用しやすい設備 できる「バリアフリー協力 き実施しました。

〇第2期障害福祉計画に係る目標数値と実績について(平成21~23-25年度)

(1) 障害福祉サービス

				計画	数値				利用	実績		
	サービ	ごス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成21年 10月	平成22年 3月	平成22年	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
	居宅へ	身体介護			260人 3,758時間					244人 3,799時間		232人 3,619時間
	介 護 	家事援助	185人 1,751時間	191人 1,917時間	197人 2,083時間	209人 2,414時間	186人 1,778時間	184人 1,726時間	186人 1,633時間	205人 1,707時間	199人 1,676時間	185人 1,539時間
訪問系サ	重度	訪問介護	48人 10,955時間	49人 11,275時間	49人 10,755時間	48人 9,714時間	38人 9,746時間	40人 9,886時間	41人 9,677時間	40人 10,304時間		41人 10,865時間
Ì	重度降	章害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	2人 840時間	6人 2,520時間	0人 0時間	0人	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人
ビス	行動援護		12人 360時間	14人	15人 472時間	18人 584時間	11人 275時間	10人 331時間	10人 294時間	9人 272時間	7人 320時間	8人 368時間
	同行:	援護									69人 1,509時間	74人 1,164時間
	訪問	系サービス 計	485人 16,430時間	504人 17,169時間	523人 17,907時間	561人 19,385時間	464人 15,509時間	467人 15,666時間	466人 15,194時間	498人 16,082時間	555人 17,081時間	540人 17,555時間
		生活介護	320人	450人	520人	530人	349人		469人	472人	621人	624人
		自立訓練(機能訓練)	21人	22人	27人	30人	2人		1人	1人	4人	6人
	通	就労移行支援	16人	50人	18人 52人	55人	30人	31人	30人	28人	11人	20人
日中	所 系	就労継続支援 A型	5人	10人	15人		4人		7人	6人	12人	
中活動系サ	サービ	就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	398人	405人	512人	539人	629人	695人
系サ	ス	療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
ー ビ		経過措置施設	160人	0人	0人	0人	137人	104人	131人	130人	3人	2人
ス		法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	152人	164人	133人	107人	133人	107人
		児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	83人	71人	61人	96人	117人	131人
	通所	系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,188人	1,178人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人
	短期力	八所	110人 550人日分	112人 560人日分	114人 570人日分		124人 515人日分		126人 547人日分	128人 583人日分	138人 654人日分	134人 590人日分
	共同生活	5援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	64人		59人	51人	49人	
ь	共同生	活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	108人	109人	124人	132人	143人	150人
居住系サ	法定外	トグループホーム	23人	23人	23人	14人	9人	8人	8人	8人	8人	8人
サー	グルー	ープホーム等 計	203人	236人	263人	297人	181人	180人	191人	191人	200人	211人
ビス	施設力	人所支援	130人	209人	294人	284人	109人	118人	213人	218人	274人	273人
	経過打	世置施設 ————————————————————————————————————	190人	104人	0人	0人	200人	183人	91人	83人	27人	28人
		人所施設 計	320人	313人	294人	284人	309人	301人	304人	301人	301人	301人
相談支援((サービ	ス利用計画作成)	12人	20人	27人	42人	6人	6人	4人	5人	5人	9人

[※]計画数値は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度が10月分の推計値を示しています。

^{※2}段表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

[※]経過措置施設は、障害者自立支援法(以下「支援法」という。)による新しいサービス体系への移行が平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

[※]法廷外通所施設は、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない小規模作業所などの利用者数を示しています。

[※]法廷外グループホームは、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めないグループホームの利用者数を示しています。

(2) 地域生活支援事業

				計画	数値				利用	実績		
,	サービス名	(単位)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年10月	平成 22年3月	平成 22年10月	平成 23年3月	平成 23年10月	平成 24年3月
(-/11110-12-1-12-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	①障害者相談支援事業所	(設置数)	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
		 (設置数)	1団体					1団体	1団体	1団体		
(2)コミュニケーショ	I											
	①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	70回	40回	89回	50回	50回	48回	48回
	②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	10回	5回	8回	8回	6旦	6回	6旦
(3)日常生活用具	給付											
	①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	32件	36件		27件		24件		19件
	②自立生活支援用具	(年間件数)	58件	60件	62件	66件		70件		49件		53件
	③住宅療養等支援用具	(年間件数)	35件	35件	37件	39件		44件		45件		45件
	④情報•意思疎通支援用具	(年間件数)	150件	170件	180件	200件		93件		97件		111件
	⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	9,450件	9,550件	9,650件	9,850件	5	,345件	5	,515件	5	,961件
	⑥住宅改修費	(年間件数)	28件	28件	30件	32件		16件		16件		23件
(4)移動支援事業		(月間利用者数)	428人	444人	461人	494人	488人	482人	565人	533人	557人	552人
		(月間利用時間)	8,167時間	8,833時間	9,285時間	10,226時間	8,557時間	8,609時間	9,973時間	8,693時間	10,224時間	10,307時間
(5)地域活動支援	センター											
	①作業型	(月間利用者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		(施設数)	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	②活動支援型	(月間利用者数)	38人	78人	78人	78人	31人	31人	23人	23人	21人	21人
		(施設数)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1団体	1団体	1団体	1団体
(6)盲人ホーム		(月間利用者数)	12人	12人	13人	14人	9人	9人	11人	11人	11人	11人
(7)訪問入浴サー	ビス	(月間利用者数)	70人	71人	72人	74人	61人	64人	62人	59人	59人	60人
		(月間利用回数)	210回	217回	223回	237回	186回	186回	180回	179回	180回	193回
(8) 日中一時支援	事業	(月間利用者数)	52人	54人	55人	58人	65人	70人	84人	64人	72人	73人
(日帰りショート)		(月間利用日数)	55人日分	57人日分	59人日分	63人日分	71人日分	65人日分	83人日分	63人日分	69人日分	76人日分
(9)生活サポート		(月間利用者数)	2人	3人	3人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		(月間利用時間)	20時間	30時間	30時間	50時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
(10) 更生訓練費・	施設入所者就職支度金給付					<u> </u>						
	①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	25人	26人	26人	27人	15人	13人	18人	16人		4人
		(年間利用者数)	2人	2人	3人	4人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
(11)生活支援事業		-		F	1							
	①日常生活に関する講座	(年間件数)	12件	13件		14件		37件		24件		24件
	②本人活動の交流会等	(年間件数)	42件	43件	44件	46件	<u> </u>	35件		68件		61件
(12)社会参加促進							Γ				1	
	①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	30件					80件		152件		145件
	②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		5人		2人		3人
	③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		3人		6人		2人

※計画数値で1ヶ月を単位とする場合は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度は10月利用分の推計値を示しています。

[※]日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値を示しています。

[※]第2期計画数値の排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

〇障害福祉計画の目標数値と進捗状況

(1) 入所施設からの地域移行数

			計画	数値		実績				
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度		
地域移行者数		13人	14人	14人	15人	13人	7人	7人		
	累計	13人	27人	41人	70人	13人	20人	27人		
施設入所者数		308人	300人	294人	284人	296人	295人	294人		
都外施設入所者	·数	149人	143人	137人	130人	145人	140人	139人		
	構成比	48.4%	47.7%	46.6%	45.8%	49.0%	47.5%	47.3%		

[※]施設入所者数及び都外施設入所者数は、各年度とも3月末の数値を示しています。

地域移行者数などの入所施設に係る実績は、平成21年度を除き、計画目標を下回っています。施設入所者数は、平成18年度末329人をピークとして、計画目標と同程度になり、進展している状況にあります。都外入所施設者については、本人や家族などの意向をもとに積極的に係わりをもち、すだちの里すぎなみを活用するなど地域移行をすすめていく必要があります。また、重度の障害者を対象にしたグループホーム・ケアホーム等の整備も必要です。

(2) 精神科病院からの退院促進者数

				計画	数値			実績	
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	
退院促進者数			10人	10人	10人	10人	3人	1人	5人
	累	計	10人	20人	30人	50人	3人	4人	9人

退院促進者数の実績は、計画目標を下回っています。退院促進については、本人と家族または病院との調整に時間を要しますが、退院者の受入可能なグループホーム・ケアホーム等の整備や退院促進対象者の地域生活の不安解消などを図りなどきめ細かい支援を行う必要があります。

(3) 福祉施設からの一般就労者数

				計画	数値		実績				
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度		
就職者数			50人	50人	50人	50人	18人	32人	24人		
	累	計	50人	100人	150人	250人	18人	50人	74人		

就労者数の実績は、各年度とも計画目標を下回っております。福祉施設からの就労が進むにつれて、一般就労が可能な利用者が少なくなっていることや、企業における障害者の雇用人数の減少などが原因として考えられます。一般就労につなげるため、障害者職業実習や長期研修等を実施するとともに、企業開拓をさらに進める必要があります。なお、福祉施設及び障害者雇用支援事業団からの就労者数の合計は、平成21年度57名、平成22年度80名、平成23年度89名と年々増加しています。

○主な障害福祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況

障害福祉サービスの通所系サービスと地域生活支援事業の地域活動支援センターなど 内容が類似しているサービスをまとめて記載します。

① 訪問系サービス(移動支援と生活サポートを含む)

			計画	数値		利用実績				
	サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
		211/2	22 22	101/2	10 1 %	10/1	0/1	10)1	0/1	
	居身体介護	240人	250人	260人	280人	229人	244人	242人	232人	
	宅 ヲ仲川護	3,363時間	3,561時間	3,758時間	4,153時間	3,590時間	3,799時間	3,786時間	3,619時間	
	介字東採出	185人	191人	197人	209人	186人	205人	199人	185人	
	護家事援助	1,751時間	1,917時間	2,083時間	2,414時間	1,633時間	1,707時間	1,676時間	1,539時間	
訪	重度訪問介護	48人	49人	49人	48人	41人	40人	38人	41人	
問	里及初间月 喪	10,955時間	11,275時間	10,755時間	9,714時間	9,677時間	10,304時間	9,790時間	10,865時間	
系	重度障害者等包括支援	0人	0人	2人	6人	0人	0人	0人	0人	
ガサ	里及障舌有 守己伯义族	0時間	0時間	840時間	2,520時間	0時間	0時間	0時間	0時間	
ĺĺ		12人	14人	15人	18人	10人	9人	7人	8人	
F.	11 勁′友丧	360時間	416時間	472時間	584時間	294時間	272時間	320時間	368時間	
ス	 同行援護							69人	74人	
	四门1友唆								1,164時間	
	移動支援	428人	444人	461人	494人	565人	533人	557人	552人	
	12 201/00								10,307時間	
	訪問系サービス 計	913人					1,031人		1,092人	
		24,598時間	26,002時間	27,192時間	29,610時間	25,167時間	24,775時間	27,305時間	27,862時間	

※上段が利用者数、下段が利用時間数を示しています。

利用実績の合計において、平成22年10月と平成24年3月との比較では、利用者数が61人、利用時間が2,695時間それぞれ増加し、平成24年3月の利用数は微減しているものの、 平成22年10月から平成24年3月までの間は増加傾向で推移しています。

特に、移動支援においては、確実に利用時間数は増加しており、障害者の社会参加に寄与しています。また、これまで移動支援で対応していた視覚障害者の外出支援については、 平成23年10月より同行援護が創設されました。平成24年3月の移動支援及び同行援護の利用者数は626名、利用時間数は11,471時間でした。

外出訪問系サービスのうち、重度訪問介護が利用者数合計に対し 4%程度にすぎません。 サービス利用時間合計では約 40%を占めています。

重度障害者等包括支援は、区内に提供事業者がなく利用実績がありませんでした。

今後、訪問系サービスは、重度訪問介護の利用にもよりますが、在宅における重度障害者の増加、障害者や介護者の高齢化、また基礎調査でのサービス利用意向などから、引き続き、利用時間と利用者数ともに増加していくと推測されます。多様な障害者のニーズに対応できるよう、訪問系サービスを担うホームヘルパーなどの確保やサービス事業所の参入促進とともに、サービスの質についても向上を図ることが必要です。

② 短期入所

2		計画	数値		利用実績				
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
短期入所	110人	112人	114人		126人	128人	138人	134人	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	550人日分	560人日分	570人日分	590人日分	547人日分	583人日分	654人日分	590人日分	
日帰りショートステイ	52人	54人	55人	58人	84人	64人	72人	73人	
ロがウンヨートヘノイ	55人日分	57人日分	59人日分	63人日分	83人日分	63人日分	69人日分	76人日分	

[※]上段が利用者数、下段が利用日数を示しています。また、日帰りショートステイは、日数換算して表示しています。

短期入所は、平成23年10月利用実績で利用者数が138人、利用日数654人日数と、平成25年度の計画数値(利用者数118人、利用日数590人日分)を上回りました

区内にある短期入所事業所は、知的障害者を主な対象者とし、身体障害者や精神障害者を対象とする事業所が少ない状況にありましたが、平成 23 年度に、身体障害者を対象とした短期入所事業者において床数を増やしました。

基礎調査では、知的障害者の利用意向率が高く、また身体障害者と精神障害者とも利用者率が低いものの利用意向率が高いこと、さらに介護者の高齢化の進展により、その必要性が高まっていくことが推測されます。グループホームの整備時に併設するなど基盤整備が必要です。

日帰りショートステイは、平成24年3月と平成22年10月とを比較して利用実績が減少しているものの、計画数値を上回っています。

③ 日中活動(通所系)サービス

				計画	数値			利用	実績	
		サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
		生活介護	320人	450人	520人	530人	469人	472人	621人	624人
		自立訓練(機能訓練)	21人	22人	27人	30人	1人	1人	4人	6人
日	通	自立訓練(生活訓練)	16人	16人	18人	20人	30人	28人	11人	20人
中	所	就労移行支援	40人	50人	52人	55人	41人	43人	66人	60人
活動	系サ	就労継続支援 A型	5人	10人	15人	30人	7人	6人	12人	9人
系	ĺ	就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	512人	539人	629人	695人
サー	ビス	療養介護	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
Ľ		経過措置施設	160人	0人	0人	0人	131人	130人	3人	2人
ス		法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	133人	107人	133人	107人
		児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	61人	96人	117人	131人
		通所系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人

[※]経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成 23 年度末まで経過措置とされている施設です。

通所系サービス計においては、平成24年3月利用実績1,655人は、平成25年度の計画数値(1,348人)と比較して大きく上回っています。新たな利用者の増加や利用者数の把握が困難な区外の法定外通所施設が障害者自立支援法による事業体へ移行したことによる利用者分の加算などがその原因として考えられます。また、平成22年度には、生活介護事業、就労継続支援事業B型と児童デイサービスが各1所開設し、平成23年度には、生活介護事業が1所開設しました。

生活介護と就労継続支援 B 型の利用者数が、通所系サービスの約70%以上を占めている 状況にあります。

今後の課題としては、一般就労の促進、在宅における重度障害者の増加があります。そのため、就労移行支援事業への促進、重度障害者の生活介護事業の整備が必要です。

④ 居住系サービス

	① 加 L M / C / C									
			計画	数値		利用実績				
	サービス名	平成	平成	平成	平成	平成22年	平成23年	平成23年	平成24年	
		21年度	22年度	23年度	25年度	10月	3月	10月	3月	
	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	59人	51人	49人	53人	
居	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	124人	132人	143人	150人	
住系	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	8人	8人	8人	8人	
サ	グループホーム等 計	203人	236人	263人	297人	191人	191人	200人	211人	
ピ	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	213人	218人	274人	273人	
ス	経過措置施設	190人	104人	0人	0人	91人	83人	27人	28人	
	入所施設 計	320人	313人	294人	284人	304人	301人	301人	301人	
-		•			•	•		•		

[※]経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

グループホーム等計においては、平成22年10月と平成24年3月との比較では、19名増加しています。平成23年度には、グループホーム・ケアホームが区内に2所開設しました。(平成21年度から平成23年度までに、区内に10所開設しました。)計画数値の達成に向けて、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取組む必要があります。

入所施設計においては、平成23年度計画数値(294人)と比較して利用実績301人(通勤寮7人含む)でした。これまで在宅生活の継続が困難になった場合には、施設入所せざるを得ない状況にありました。そうした状況になる前に地域にあるグループホーム・ケアホームを利用できるよう、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取組む必要があります。

⑤ 相談支援

		計画	数値		利用実績				
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
サービス利用計画作成	12人	20人	27人	42人	4人	5人	5人	9人	

サービス利用計画の作成は、障害者自立支援法に基づき指定相談支援事業者が行います。サービス利用計画の作成は、入所施設からの退所後に一定期間において集中的な支援が必要な方などが給付対象となります。

区内には指定相談支援事業者があり、また給付対象となる該当者もいますが、平成 24 年 3 月の利用者が 9 人と計画数値 (27 人) に比べ少ない状況にあります。サービス利用計画作成に係る報酬額や事務手続の煩雑さなどが利用数の増加につながらない原因であると考えられます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成24年度より、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大があり、作成者の確保、また単にサービス利用のみの計画に留まらない一人ひとりに対応した計画作成が重要となり、作成者のスキルアップや関係機関とのネットワークの構築が必要です。

⑥ コミュニケーション支援

, , ,	計画数値				利用実績			
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
手話通訳者派遣	50回	55回	60回	70回	50回	50回	48回	48回
要約筆記者派遣	6回	7回	8回	10回	8回	6回	6回	6回

手話通訳者派遣は、平成22年10月以降、50回程度で推移しています。

要約筆記は、利用実績が5回から8回程度にあり、計画数値と同程度で推移しています。 手話通訳や要約筆記は、聴覚障害や視覚障害がある人の生活支援や社会参加の点から 重要な事業であり、従事者の確保やスキルアップが必要です。

⑦ 訪問入浴

, , ,	計画数値				利用実績			
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
訪問入浴サービス	70人	71人	72人	74人	62人	59人	59人	60人
切向八倍り	210回	217回	223回	237回	180回	179回	171回	193回

訪問入浴は、利用人数の変動が少なく、平成24年3月において、利用回数が微増しました。訪問入浴は、在宅における重度障害者にとって重要なサービスの一つです。サービスの質の向上も必要です。

障害者相談支援体制の再構築について

1 現状の相談体制と課題等

障害者が住み慣れた地域で必要な時に相談ができるよう、相談支援事業所を7か所(直営1か所、委託6か所)整備し相談体制の充実を図ってきた。その結果、23年度は2万7千件余りの障害にかかわる様々な相談に対応してきており、区民ニーズの高さがうかがわれる。そうした中で、24年4月から障害者自立支援法(以下「法」という。)及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービスの支給決定プロセス等が見直され、民間の相談支援事業所の役割が拡大した。一方、地域移行支援や複数の困難要因を抱える家庭の支援等、専門性の高い相談支援の必要性が高まり、区の責任で実施することが求められている。そのため、福祉事務所が行っている障害福祉サービスに係る相談も含め、現在の相談体制を再構築し、相談機能の充実を図る。

2 再構築の基本的考え方

以下の3点を基本的な方針として再構築を図り、(1)~(3)の相談支援体制とする

- ○民間事業者と区の役割の明確化
- ○支援の隙間を生まない体制の整備
- ○利用者の利便性を考慮した質の高い相談支援の実施

(1) 民間事業者の役割(法制度に基づく取組)

特定相談支援事業所として、サービス等利用計画の作成(個別給付)と、それに伴う相談等に対応し、一般相談支援事業所として、地域移行・地域定着支援に取り組み促進する。

(2)(仮称)障害者地域相談支援センターの設置(区の委託)

- ○手帳の有無や障害種別によらず、障害者や家族等の生活全般の相談に対応できる専門的知識・技能を持つ相談員を配置する(仮称)障害者地域相談支援センターを設置し、地域の相談支援の拠点とする。運営は民間相談支援事業者に委託する。
- 〇設置場所は地域性や利用者の利便性を考慮し、福祉事務所の担当地域を踏まえた3 か所とし、施設は、既存の区施設(オブリガード、障害者福祉会館、福祉事務所高 円寺事務所)を活用する。
- ○福祉事務所の障害福祉サービスの利用申請受付事務を段階的に当該センターに移行 する。

(3)法第77条の2に規定する基幹相談支援センター機能の付加(法制度に基づく取組)

「基幹相談支援センター」の機能を障害者施策課が担い、特定相談支援事業所におけるケアマネジメントの質の確保や、相談支援の連携推進のために、研修や全体調整等積極的なバックアップを行う。また、地域自立支援協議会を活用するなどし、相談支援のネットワークの強化を図るとともにサービス給付の妥当性や客観的評価、障害者の権利擁護の取組等を促進する。なお、この係は障害者虐待防止センター機能もあわせ持つこ

ととする。

3 福祉事務所の障害福祉業務の見直し

特定相談支援事業所及び(仮称)障害者地域相談支援センターにおいて、今後実施する業務内容等を踏まえ、福祉事務所障害担当業務は27年度を目途に、手帳や補装具等に係る事務や資格証明等の事務などに特化する。

4 オブリガードの業務委託の考え方

オブリガードで実施している精神障害に係る相談等事業については、3 か所の(仮称) 障害者地域相談支援センターにおいて実施する。地域移行につながる相談や当事者活動 支援などは、現在の施設を活用して障害特性を生かした専門的な支援として委託する。

ただし、先駆的に行われている高次脳機能相談や生活リハビリは。医療機関との密な 連携が必要なため当面の間直営で行う。

5 今後の再構築の進め方

平成24年度 (仮称)障害者地域相談支援センター業務委託事業者の選定

現在の委託相談支援事業の引き継ぎについて協議

広報すぎなみ等での利用者への周知

平成25年度 障害者施策課に基幹相談支援センター機能の付加

(仮称) 障害者地域相談支援センターを設置し、本格稼働に向けた

準備開始

平成26年度 (仮称) 障害者地域相談支援センター本格稼働

【指定特定・一般相談支援事業所の機能】

(1) 特定相談支援事業 (区が指定)

「計画相談支援」として、障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、障害者の自己選択自己決定を支援し、かつより適切な地域生活を送れるように相談を受ける。

相談関係は障害者との契約により発生し、相談費用は個人の負担によらない個別給付で賄われる。

(2) 一般相談支援事業(都が指定)

「地域相談支援」として、精神科病院や入所施設から地域での在宅生活に移行するまでの関係機関や、環境面での専門的な調整を行う。また、単身生活や在宅生活が不安定なものには定着支援も行う。

同じく、相談は障害者との契約により発生し、相談費用は個人の負担によらない個別給付で賄われる。

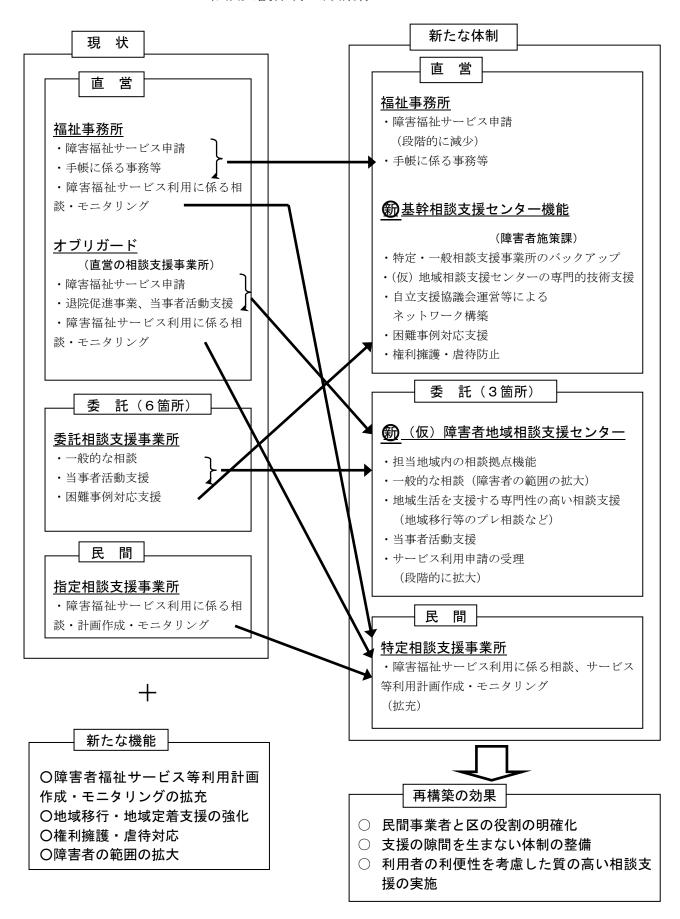
【(仮) 障害者地域相談支援センターの機能】

- ① 担当地域内の一般的な障害に係る相談拠点
 - ・担当地域内の関係機関等との連携体制、ネットワークの構築
 - ・障害者虐待防止見守り対応(緊急対応を除く)
 - ・手帳の有無や障害種別に関わらない(児童も含めた)一般的な相談支援
- ② 地域生活を支援する専門性の高い相談支援
 - ・地域移行のプレ相談支援(障害種別ごと)
 - ・サービスを利用しておらず、引きこもり・家族ぐるみの支援が必要など複合的な 問題を抱える世帯に対する相談支援(アウトリーチ対応も含む)
 - ・ピア相談員の育成、当事者活動の場の提供
- ③ 障害福祉サービス利用に係る申請受付(福祉事務所から移行)

【基幹相談支援センターの機能を有する係の機能】障害者自立支援法第 77 条の2に規定

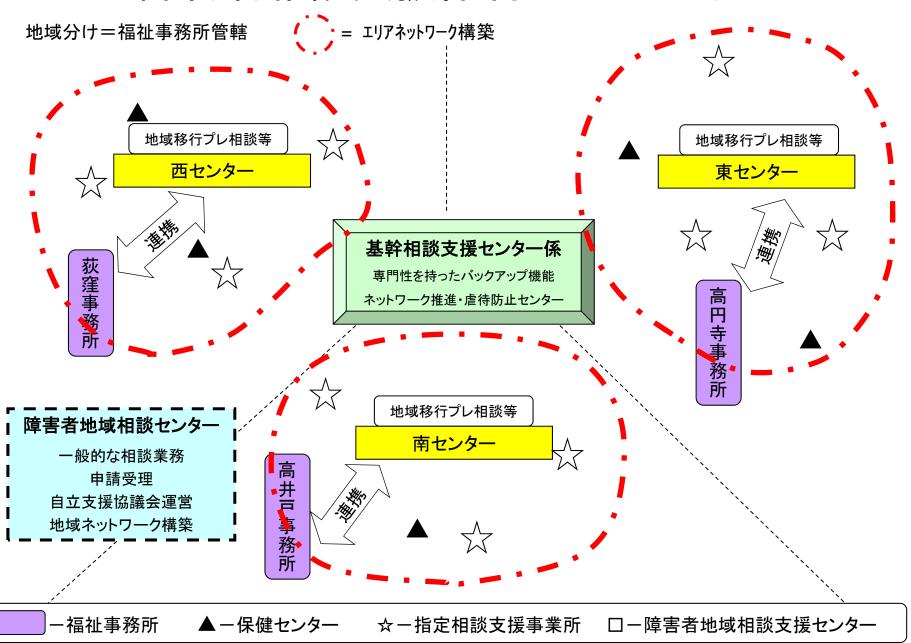
- ① 特定・一般相談支援事業所のバックアップ・支援
- ② (仮)障害者地域相談支援センターに対する専門技術的支援
- ③ 地域自立支援協議会の運営等による区全体の相談支援体制のネットワーク構築
- ④ 障害者虐待防止に関するセンター機能

相談支援体制の再構築について





障害者相談支援体制のイメージ図



障害者施策課

障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について

1 通報等専用窓口の設置

障害者施策課が障害者虐待防止センターの機能を担うこととし、通報等の対応窓口を設置(10/1)。 平日の8:30~17:15 は、通報届出専用電話で通報等を受け付ける。夜間休日は、区役所夜間休日窓口で受け付け、夜間休日窓口から障害者施策課の担当に連絡することとする。

- 2 養護者による虐待にかかる通報等への対応
 - (1) 初動対応方針協議

通報・届出の受理後、直ちに、障害者施策課職員等(コアメンバー)で、緊急性の判断、事実確認、訪問調査等の対応方針を協議し、決定する。

(2) 援助方針協議

事実確認等の後、コアメンバー及び関係部署職員、関係機関等の事案対応メンバーのほかに、 必要に応じて専門的立場から指導・助言を行う医師又は弁護士等が専門支援員として加わる障 害者虐待対応会議を開催し、立入調査及び介入方針(一時保護・成年後見制度の活用)等を協 議し、決定する。

- (3) 関係機関への協力依頼等
 - ○立入調査にあたり、障害者の安全確保に万全を期する観点等から必要に応じて管轄の警察署 に協力を依頼する。
 - ○一時保護が必要な場合は、区内短期入所施設等に協力を依頼する。
 - ○成年後見制度の活用が必要な場合は、杉並区成年後見センターと連携を図り、区長が審判請求を行う。
- (4) モニタリング・見守り

これらの対応後に、障害者虐待対応会議の決定に基づき、障害者施策課が定期的なモニタリング・見守りを行う。

3 その他

(1) 障害者福祉推進協議会、地域自立支援協議会との連携

障害者福祉推進協議会は、関係機関、関係団体及び区の関連部署間での虐待防止に対する取組 状況等の情報共有を図る。また、地域自立支援協議会にも情報提供を行い、虐待防止に向けて のノウハウの蓄積を図る。

自立支援協議会の相談支援部会で虐待ケースの事例検討を実施(3回)。

- (2) 広報·啓発等
 - ○広報すぎなみへの法施行記事の掲載(9/21号)、区民向け講演会の開催(10/18)、パンフレット等の作成・配布により、障害者虐待防止の取組の周知を実施。
 - ○通報等の窓口対応を行う者、事業者等の資質向上のための対応マニュアルを作成・配布。
 - ○関係機関向け研修(通所施設職員・ヘルパー事業所職員対象)を開催(8月、10~11月)。
- (3) 規程整備等
 - ○「杉並区障害者虐待の防止等に関する要綱」を制定した。
 - ○通報者、養護者等にかかる個人情報登録の所定の手続きを行った。

杉並区障害者福祉推進協議会 計画部会の開催状況について 平成23年度(第1回から第3回)及び平成24年度(第1回)

○計画部会における経過

	開催日	主な内容
23 年度	平成 23 年 7 月 14 日	1 自己紹介
第1回		2 部会長の選任 ⇒ 高橋委員を部会長に選任
		3 配付資料の確認と説明
		・事務局から配付資料を説明
		4 今後の障害者施策の方向(各委員からの自由意見)
		・「5年、10年後の杉並区がこんなまちだったら」「こんな
		事業や仕組みがあったら」とい視点で、障害者施策に
		関して意見交換を行った。情報提供のあり方、サービス
		基盤や就労支援の充実など、障害者施策の全般にわ
		たり意見があった。
23 年度	平成 23 年 8 月 3 日	1 前回計画部会で出された意見の整理
第2回		・前回の計画部会における意見に法改正や将来動向な
		どを加味し、現計画の事業分類により整理した資料を
		たたき台としてさらに障害者施策に関して検討した。
		2 計画の基本的理念などの目標
		・障害者の将来像や障害者施策の方向などについて、
		前回の意見をもとに整理した資料により検討した。
		3 今後の進め方
		・24 年度末に骨子案を検討する予定となっているが、12
		月に計画数値を設定予定なので、計画部会の開催回数
		を1回増やして、計画数値の設定前に開催することとし
		た。
		⇒第2回杉並区障害者福祉推進協議会(平成 23 年 10
		月 25 日実施)にて、報告する。
23 年度	平成23年12月19日	1 総合計画(案)・実行計画(案)について
第3回		・障害者施策に関連する計画内容を確認した。
		2 (第3期)障害福祉計画基本指針(案)
		・(第3期)基本指針と第2期障害福祉計画を対比し、計
		画の構成などを確認した。
		3 障害者計画・(第3期)障害福祉計画の関係資料
		・障害福祉サービスの見込量などの算出基礎となる数値
		(手帳所持者数、サービスの利用状況、基礎調査)を

第2回障害者福祉推進協議会 資料4-1

		確認した。
		4(第3期)障害福祉計画の目標数値と見込量の確認をし
		た。
		・地域移行者数などの目標数値や障害福祉サービスの
		見込量について検討した。
		⇒第3回杉並区障害者福祉推進協議会(平成 24 年 3
		月 26 日実施)にて、報告する。
24 年度	平成 24 年 9 月 20 日	1 第2期障害福祉計画に平成 23 年度進捗状況の確認
第1回		をした。
		2 第3期障害福祉計画(素案)を検討した。
		・計画の基本的理念について
		・計画の本文内容について

- ○平成24年度第1回計画部会における、第3期障害福祉計画(素案)の検討要旨
- (1)第3期障害福祉計画(素案)の基本的理念(案)について (案)「障害のある人が自分らしさを持ち続けながら暮らしていけるまちをめざして」
 - ・教育ビジョンと一体的であり評価できる。
 - ・(案)について異論はないが、社会参加の意味を多角的に捉える必要がある。
 - 様々な意見をまとめ、決定していくべきである。
- (2)第3期障害福祉計画(素案)の本文について
 - ・成人の発達障害について記載すべきである。

児童期の発達障害の支援の記載はある。成人の発達障害の支援についても、 記載すべきである。

ぷれジョブについて記載すべきである。

社会参加や障害の理解を促進する大変重要な取組みで、他の自治体で行われている事例がある。杉並区においても記載すべきである。

(3)その他

・10月15日実施する推進協議会にて、計画部会での状況を報告する。

・現在改定している保健福祉計画のパブリックコメントを 10 月中旬より開始することより、様々な意見を集約した上で、ハブリックコメント期間後に再度計画部会を開催することが必要である。

(参考資料)

第3期障害福祉計画 計画における基本的理念について

これまで(第1期~第2期)の計画の理念

障害のある人が自分らしく生きることのできるまちをめざして

- ①自立生活を支えるために
- ②暮らしの場と安心の確保のために
- ③社会参加を応援するために

(参考) 基本構想策定会議第2部会のまとめ(目標)

- ・一人ひとりが能力と関心を生かして活動できる、居場所とつながりのあるまち
- ・互いに支えあいながら、ひとりでも安心して暮らせるまち

第三期障害福祉計画の基本的理念(イメージ)案

障害のある人が自分らしさを持ち続けながら

暮らしていけるまちをめざして

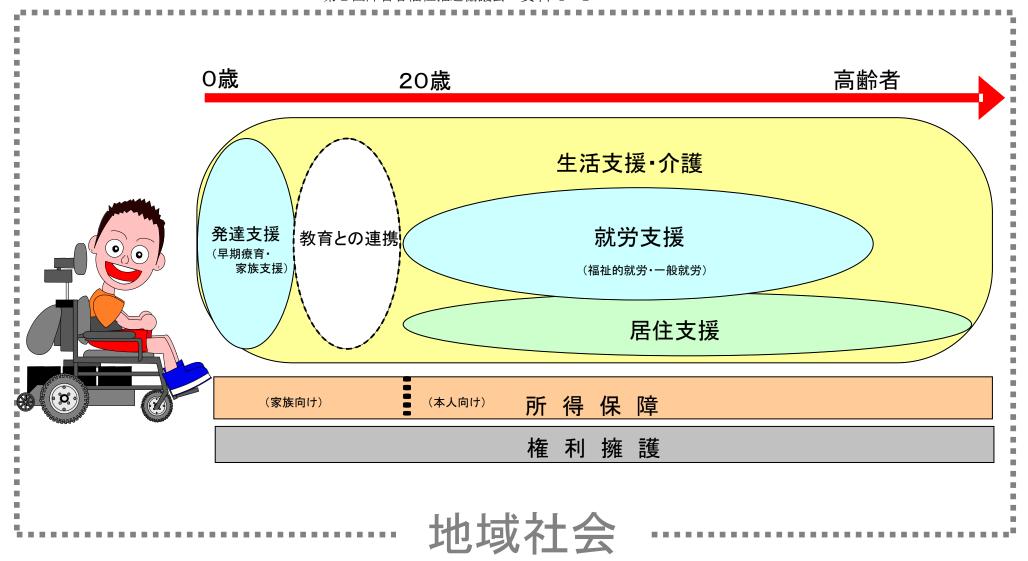
- 1. 障害者が自らの力を発揮できるための支援
 - キーワード:自己実現・社会参加・エンパワーメント ⇒障害のある人が社会参加を通じていきいきと力を発揮できるまち
- 2. 時間軸を通じた支援

キーワード: ライフサイクル支援・継続した関わり ⇒<u>ライフサイクルを通じて切れ目なく支えていくまち</u>

3. 空間軸を囲む支援

キーワード:横のつながり・ネットワーク・支えあい ⇒障害のある人と地域の人が手を取り合いお互いに支えあうまち

平成 24 年 10 月 15 日 第 2 回障害者福祉推進協議会 資料 4 - 1



(保健福祉計画より抜粋・編集)

杉並区障害者計画·第3期障害福祉計画 (平成24年度~平成26年度)

(素案)



もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	
計画策定の背景及び趣旨	1
第2章 3つの視点と8の推進プラン	3
第3章 8の推進プランと主要事業	7
推進プラン1 相談支援体制の充実	8
推進プラン2 住まいの場の確保	1 1
推進プラン3 安心安全な地域生活の確保	1 3
推進プラン4 日常生活への支援	1 5
推進プラン 5 日中活動の場の充実	1 7
推進プラン6 雇用の場の確保・就労支援の促進	1 9
推進プラン7 社会参加の促進	2 2
推進プラン8 障害のある子どもへの発達支援の充実	2 5
【別表】 支援法 によるサービス 見込量	3 0
○ 障害福祉サービス・相談支援	3 0
〇 地域生活支援事業	3 1
第4章 計画の推進に向けて	3 2
1 計画達成状況の点検・評価と推進体制	3 2
2 国や東京都との連携	3 2
<参考資料>	
1 第2期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について (平成20年度から平成24年度)	3 3
2 平成 22 年度障害者基礎調査(概要)について	4 1

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景および趣旨

○平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置づけられました。杉並区においては、障害者自立支援法に基づき、計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供確保の方策を定める「杉並区障害福祉計画(平成19年度~20年度)」を平成19年3月に策定しました。

また、平成21年3月には、障害者施策を計画的、総合的に推進するため3年間の障害者施策のあり方を定めた「杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画」(事成 21年度~23年度)を策定しています。

○国においては、障害者に係る制度の集中的な改革及び障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、平成21年12月より内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、検討を進めてきました。その後、平成22年12月には「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するのための関係法律の整備に関する法律」(整備法)の施行により、「障害者自立支援法」が改正されました。

平成25年4月には「障害者自立支援法」から新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されます。地域社会における共生の実現に向けて、障害者の地域生活支援の推進等、障害者施策の一層の充実が求められています。

○杉並区障害者計画・第3期障害福祉計画については、杉並区基本構想(10年ビジョン)に基づき、杉並区総合計画(平成24年度~33年度)・実行計画(平成24年度~26年度)を反映した保健福祉計画(平成25年度~29年度)の障害者施策に係る部分により抜粋・編集しております。杉並区基本構想においては、10年後の将来像を実現するための目標の1つとして「健康長寿と支えあいのまち」を目指し、「いきいきと生活できる環境や仕組みが整ってきている」ことを将来の姿として示しております。杉並区障害者計画・第3期障害福祉計画の施策の方針においても、いきいきと生活できる環境や仕組みが整ってきていることを具現化するために、「障害のある人が自分らしさを持ち続けながら暮らしていけるまちをめざして」を基本的理念とし、障害者が地域生活を安心して送ることができるよう、平成24年度から平成26年度までの障害福祉サービス等の提供のために必要な見込量算定と、その確保のための方策等を定めております。

杉並区基本構想 (10 年ビジョン)



杉並区総合計画 (平成 24 年度~平成 33 年度)

杉並区実行計画 (平成 24 年度~平成 26 年度)



保健福祉計画

※総合計画、実行計画を踏まえ、平成 24 年度に改定

- 〇子ども家庭分野
- 〇健康分野
- 〇高齢者福祉分野
- 〇障害者福祉分野
- 〇地域福祉分野



障害者計画・第3期障害福祉計画(24~26年度)

(保健福祉計画から障害者福祉分野の施策に係る部分)

○保健福祉計画において掲載している障害者福祉分野に関する3つの施策とその施策に対応する8つの事業体系について、障害者計画・第3期障害福祉計画では、3つの視点と8つの推進プランとして記載し、保健福祉計画から抜粋しております。

さらに、障害者自立支援法に規定される「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町 村及び都道府県の地域生活支援業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支 援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、基本的理念や指定障害福 祉サービス、指定計画相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する計画数値(見込み 量)を加え、編集しております。

第2章 3つの視点と8つの推進プラン

障害のある人が自分らしさを 持ち続けながら暮らして いけるまちをめざして

3つの 視点 障害者の地域生活支援の充実のために 障害者の社会参加と就労機会の充実のために 障害児援護の充実のために

8 つの 推 進 プラン 相談支援体制の充実 住まいの場の確保 安心安全な地域生活の確保 日常生活への支援 日中活動の場の充実 雇用の場の拡大・就労支援の促進 社会参加の促進 障害のある子どもへの発達支援の充実

視点 1. 障害者の地域生活支援の自立生活を支えるために

現状と課題

○平成25年4月より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)」が施行されます。また、平成24年10月より障害者虐待防止法も施行されました。こうした中で、障害者が地域での快適な生活を可能にするためには、①課題解決を援助するための相談支援、②地域での居住先の確保等を進める在宅支援、③入所施設や病院等から円滑に地域での生活を可能にする移行支援、④障害者の人権を擁護する虐待対策などが必要となっています。

施策推進の目標

- ○地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院 や施設から在宅につなげる仕組みが整っています。
- ○障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援やグループホームなどの整備が進んでいます。
- ○誰もが安心して暮らせるよう、障害者の権利が守られる取組みが充実してきています。

視点2. 障害者の社会参加と就労機会の充実のために

現状と課題

- ○誰もが互いに尊重し合えるまちをつくるためには、障害者が個性を発揮しな がら社会で活躍できる場や機会の確保が必要です。
- ○重度の障害があっても、社会で活動する場を確保していくことは重要であり、 そのための施設整備が必要です。
- ○障害者の余暇活動や社会参加の機会が増えており、移動支援事業の利用時間 が増加しています。

施策推進の目標

- ○障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実 し、いきいきとした生活が送れるように、環境が整備されてきています。
- ○一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援により、就労している障害者が着実に増加してきています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。
- ○移動支援の利用やコミュニケーション支援の充実により、障害が重くても、 様々な社会活動に参加できるようになってきています。

視点3. 障害児援護の充実のために

現状と課題

- ○保育園・幼稚園・児童館等において、対人関係や行動に問題を抱えた特別な 配慮を要する児童が増加しており、早期の対応・支援が求められています。
- ○医療的配慮が必要な子どもの増加や身体・知的障害の重度・重複化への対応 が求められています。
- ○発達障害については、幼児期の相談・指導体制の充実を図るとともに、支援 が学齢期にも継続するよう一貫した支援体制の整備を図ることが重要です。
- ○障害児が生活能力向上のための訓練を受けられる、放課後等の居場所づくり が求められています。

施策推進の目標

- ○発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を、地域・行政・学校などが一体となって援助する体制が整ってきています。
- ○在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続的に行う、放課後等の居場所が充実しています。

8つの推進プラン

推進プラン1:相談支援体制の充実

障害者が、自己選択や自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、在宅サービスを始めとした様々な情報の取得や専門的な相談支援が重要です。身近な地域で相談や必要な情報取得ができるよう相談支援体制を充実していきます。

推進プラン2:住まいの場の確保

住み慣れた地域の中で継続して生活をするためには、グループホーム・ケアホーム等の確保が重要です。また、新たにアパート等での一人暮らしを行う場合にも、条件にあった物件が探しづらい状況があるなど、入居に向けての支援が必要とされています。

病院や遠隔地にある施設で生活し地域移行を希望する方に対しても地域で継続して生活できる支援の充実と住まいの場の確保に努めます。また障害特性や年齢等に応じた住まいの整備を進めます。

推進プラン3:安心安全な地域生活の確保

障害者が、安全で安心な地域生活を送るため、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。

また、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する仕組みをつくります。

推進プラン4:日常生活への支援

障害の特性や程度にかかわらず、必要に応じていつでも様々なサービスを 受けられることが重要です。

また、サービス提供の質の向上を図る必要があります。サービス提供基盤を整備し、障害者の地域生活を支援します。

推進プラン5:日中活動の場の充実

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者の リハビリテーション等の充実を図ります。

推進プラン6:雇用の場の拡大・就労支援の促進

障害者の就労に対する希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、多様な実習や体験の場、就労への支援、就労の場を開拓します。

また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。通 所施設等に通う障害者の工賃向上への取組も引き続き行います。

推進プラン7:社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるような支援に取組みます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に 外出が可能となるよう、支援の担い手を養成するとともに、サービスの質を 高めていきます。

推進プラン8:障害のある子どもへの発達支援の充実

発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を地域・行政・学校が一体となって援助する体制を整備します。

また、在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続して行う場の確保に努めます。

第3章 8つの推進プランと主要事業

〈推進プランと主要事業の体系図〉

|推進プラン1:相談支援体制の充実

- (1) 障害者の相談支援の充実
- (3) 計画相談支援の充実
- (2) 地域自立支援協議会の充実
- (4) 地域移行促進

推進プラン2:住まいの場の確保

- (1) 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保(3) 区営住宅の活用
- (2) 住宅入居支援事業の実施

推進プラン3:安心安全な地域生活の確保

- (1) 障害者虐待対策の推進
- (4) 位置検索システム
- (2) 災害時要援護者対策の推進
- (5) 緊急通報・火災安全システム
- (3) 24時間安心サポート事業の拡充

推進プラン4:日常生活への支援

- (1) 訪問系サービスの充実
- (4) 日常生活用具の給付等の充実

(2) 短期入所等の充実

- (5) 地域の介護力向上への支援
- (3) 重度障害者の在宅支援サービスの充実 (6) 障害者の疾病予防

推進プラン5:日中活動の場の充実

- (1) 障害者通所施設等の整備
- (3) 中途障害者のリハビリテーションの充実
- (2) 障害児の放課後支援の充実

推進プラン6:雇用の場の拡大・就労支援の促進

- (1) 障害者の就労支援の充実
- (3) 就労支援ネットワーク
- (2) 多様な就労形態の活用と企業開拓
- (4) 工賃アップのための取組の支援

推進プラン7:社会参加の促進

- (1) 障害者の移動支援の充実
- (5) 生活支援・社会参加促進事業の充実
- (2) コミュニケーション支援
- (6) 心のバリアフリーの推進
- (3) 多様な講座・交流の場の整備
- (7) 自立を支援する情報提供の充実
- (4) 障害者の区政への参加

推進プラン8:障害のある子どもへの発達支援の充実

- (1) 発達障害支援の充実
- (5)保育園・幼稚園の支援
- (2) 障害児の放課後支援の充実
- (6) 特別支援教育の充実(教育委員会との連携事業)
- (3) 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実
- (4) 障害児の相談支援の充実
- (7)地域療育のしくみとネットワークの確立

推進プラン1 相談支援体制の充実

障害者が、自己選択や自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、在宅サービスを始めとした様々な情報提供や専門的な相談支援が重要です。身近な地域で相談や必要な情報取得ができるよう相談支援体制を充実していきます。

26 年度末

○主要事業

事業名事業内容・ほ	確保策	現況	目標
(1)障害者の相談支援の充実			
障害者が抱える課題の解決や 充実します。	章害福祉サービスを適切に利用で	きるよう、相談	談支援体制を
①相談支援体制の充実			
 ◇ 基幹相談支援センター機区が相談支援体制全体を認め、相談支援事業所のバックネットワークの拠点となりの役割も担います。 ◇ 障害者の地域相談の拠点区内に3か所整備し、地域移行支援や複合的な問題の高い相談にも対応しまる。 ◇ 指定特定・一般・障害児法律に基づいた相談支援事業 	能 まとめ、専門職の配置により民間 カアップや、サービスの質の確保、 のます。また、虐待防止センター なるセンター 域の障害者相談の拠点として障害 内な相談に対応します。また、地 風を持つ家庭の支援など、専門性 け。 相談支援事業 事業所として、地域生活を送る上 する際に、サービス等利用計画の	自立支援センター3所 相談支援事 業所4所 (23年度)	実施

②障害児の相談支援の充実

※推進プラン8「障害のある子どもへの発達支援の充実」の28ページに掲載しております。

③ピア相談員等の充実		
身体障害者・精神障害者及び知的障害者のピア相談の充実を図るため、ピア相談を行う人材の発掘、養成や活用に取組みます。 さらに、相談だけでなく、当事者としての経験を生かして、障害者自身が他の障害者の援助を行う体制づくりを行います。	実施 (23 年度)	充実

(2)地域自立支援協議会の充実

障害者の自立生活の実現のためには、サービス事業所、教育、就労、医療機関、ボランティア団体、さらには権利擁護機関など、地域内の多様な社会資源の間に顔の見えるネットワークをつくり、障害者を地域で支えていくことが重要です。

そのため、地域自立支援協議会が、ネットワークの中核としての役割を担います。また、 地域自立支援協議会のもとに設置する専門部会で、相談支援や地域移行について障害者本人 の視点に基づき検証し、施策の充実を図ります。

(3)計画相談支援の充実

安心して地域で生活していくためには、障害者に合ったサービスの利用調整や本人に寄り添った自立の支援が大切です。障害福祉サービスや様々な社会資源を活用して、一人ひとりのニーズに合ったサービス等利用計画を作成し、障害者が安心して地域生活が継続できる支援のしくみをつくります。

一人ひとりに合ったサービス等利用計画の作成を進めるため、制度利用の周知を行うとと もに、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への研修の 開催等を通じ、事業者の支援の質の確保に努めます。

(4)地域移行促進

地域で安心して生活できるよう、地域において必要な支援の体制を整備し、本人の意向を尊重して、施設や入院先から地域生活への移行を積極的に促進します。

①入所施設から地域生活への移行促進		
入所施設などに 1 年以上入所していた方の地域移行のニーズに対応し、必要に応じて相談支援事業所等と連携し地域移行に向けた支援を行います。	7 人 (23 年度)	平成 24 年度 から平成 26 年度までの 累計 39 人
②精神障害者の地域移行支援の促進		
地域で生活するピアサポーターと共に、精神科病院へ入院している方に対して、退院に向けての動機づけや地域生活に向けてのイメージづくりを行います。また、医療機関と連携・相談しながら、障害者自立支援法の個別給付事業や、保健センター保健師の地区活動など、適切なサービスにつなぎます。	5 人 (23 年度)	実施
③地域支援ネットワークの整備		
新たな障害者総合支援法に基づき、地域での生活支援を強化します。関係部署とともに、新たな関係機関とも連携・協力しながら、地域支援ネットワークを構築します。	実施 (23 年度)	充実

【地域移行促進に向けての目標数値】

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行者数	7人	12 人	12 人	15 人
累計	_	(13人)	(24 人)	(39人)
施設入所者数	294 人	288 人	286 人	284 人
都外施設入所者数	139 人	131 人	129 人	128 人
構成比	50.6%	45.5%	45.1%	45.1%

推進プラン2 住まいの場の確保

住み慣れた地域の中で継続して生活をするためには、グループホーム・ケアホームの確保が重要です。また、新たにアパート等での一人暮らしを行う場合にも、条件にあった物件が探しづらい状況があるなど、入居に向けての支援が必要とされています。

病院や遠隔地にある施設で生活し地域移行を希望する方に対しても地域で継続して生活できる支援の充実と住まいの場の確保に努めます。また障害特性や年齢等に応じた住まいの整備を進めます。

96 年度士

○主要事業

事業名事業内容・確保策	現況	26 年度末 目標
(1)障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保		
障害があっても地域の中で自立し安心して生活できるよう、障害特性に応じた住まいのあり方に関する指針に基づき、グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。		
①知的障害者グループホーム		
知的障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に 共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 または、相談や日常生活の援助を行います。	32 所 (23 年度)	40 所 (累計)
②精神障害者グループホーム		
精神障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に 共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 または、相談や日常生活の援助を行います。地域での単身生活 への移行を目的とした通過型グループホームと滞在型グループ ホームがあります。	6 所 (23 年度)	8所(累計)

③身体障害者グループホーム		
身体障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に 共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 または、相談や日常生活の援助を行います。	1 所 (23 年度)	2所 (累計)
(2)住宅入居支援事業の実施		
「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者のアパートなどへの入居への支援を行います。	実施 (23 年度)	充実
(3)区営住宅の活用		
障害者が、地域で継続して生活を送るため、区営住宅の一部を 障害者用として確保します。	実施 (23 年度)	充実

推進プラン3 安心安全な地域生活の確保

障害者が、安全で安心な地域生活を送るため、緊急時や災害時などに備えて、 障害者を支援する体制を整備し充実していきます。

また、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する仕組みをつくります。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26 年度末 目標
-----	----------	----	--------------

(1)障害者虐待対策の推進

障害者虐待の通報や届出に基づき、適切な相談支援・対応を行います。

障害者を擁護する家族などに対して、介護負担の軽減や介護の知識等に関する情報提供を すすめ、虐待への未然防止を図ります。

また、障害者虐待の早期発見・未然防止についての講演会やパンフレットの作成など、権 利擁護に関する理解を深めていきます。

(2) 災害時要援護者支援対策の推進

災害時に援護を必要とする要介護高齢者や障害者などの区民について、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進し、避難支援プランの作成等を進めます。併せて、緊急時に必要な支援内容や医療などの情報が万が一のときに円滑に役立てるための「救急情報キット」を配布します。また、民間の高齢者・障害者施設と協定を締結し、災害時に受入施設となる福祉救援所を設置します。

①地域のたすけあいネットワーク (地域の手)

震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力により、災害が発生 したときに自力で避難することが困難な方の安否確認や避難等 の支援をするため、高齢者や障害者の登録を更に促します。	登録者数 8,327 人 (23 年度)	登録者数 11,000 人
②震災救援所運営連絡会		
震災救援所運営連絡会において、登録者台帳を活用して、災害時の登録者の安否確認などの支援方法を検討し、「避難支援プラン」を策定します。区は社会福祉協議会と連携して、この取組への協力及び支援を行います。	実施 (23 年度)	充実

③福祉救援所		
専門性の高い支援を行うことができる民営入所施設と協定を 締結し、災害時に、高齢や障害などにより特別な支援や介護を必 要とする要援護者を臨時的、急応的に受入れる体制を整備しま す。今後も協定を締結する入所施設の増加を図ります。	10 所 (23 年度)	27 所 (累計)
④家具転倒防止器具の取付助成		
高齢者や障害者が安心して日常生活を送るための地域の防火・減災対策として、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯や障害者のいる世帯に対し、家具転倒防止器具の取付に対する助成を行います。	実施 (23 年度)	充実
⑤建物防災総合支援制度		
火災危険度4及び5の地域に住む災害時要援護者で希望する 方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診 断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災 警知機などの点検を無料で助言します。	— (23 年度)	実施

(3)24 時間安心サポート事業の拡充

介護者の急病や急用など緊急的な支援が必要となった時に、休日や夜間などを含め 24 時間 体制で、緊急ショートステイ又は緊急ヘルパー派遣のサービスを提供します。

(4)位置検索システム

在宅の知的障害者が、行方不明等になった時に早期発見と安全確保のため、介護する方に対し、位置情報端末機器を貸与します。

(5)緊急通報・火災安全システム

一人暮らしをする身体障害者が、自宅で急病や事故などと遭われた時に対応するための通報機器を貸与します。また、通報機器により東京消防庁へ通報し、地域の協力体制により救助する仕組みの普及を図ります。

推進プラン4 日常生活への支援

障害の特性や程度にかかわらず、必要に応じていつでも様々なサービスを 受けられることが重要です。

また、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供基盤を整備し、障害者の地域生活を支援します。

○主要事業

事業名事業内容・確保策	現況	26 年度末 目標
-------------	----	--------------

(1)訪問系サービスの充実

家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。

総付宝績の推移や障害者基礎調本結果などから、全後もサービス利用量の増加が見る

給付実績の推移や障害者基礎調査結果などから、今後もサービス利用量の増加が見込まれます。

障害程度区分が非該当と認定された方に対しては、生活サポート事業を実施しサービスを 提供します。

※訪問系サービスに関する現状及び目標については、30ページに掲載いたします。

(2) 短期入所等の充実

介護者の病気などにより在宅での生活が一時的に困難になった時などに、短期入所の施設で障害者へ食事や入浴などの必要な支援を行います。医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所が利用できるよう整備に努めます。

※短期入所に関する現状・目標については、30ページに掲載いたします。 ※日中一時支援に関する現状・目標については、31ページに掲載いたします。

(3) 重度障害者の在宅支援サービスの充実

重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活していただけるよう、外出が困難もしくは寝たきりの方に対し、「訪問入浴サービス」、「理美容サービス」や「寝具洗濯・乾燥サービス」を提供します。

※訪問入浴サービスに関する現状・目標については、31ページに掲載いたします。

(4) 日常生活用具の給付等の充実

重度の障害者の日常生活の便宜を図り、生活の質を向上するため、介護訓練支援用具等の 給付や貸与を行います。また、必要な人が適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情 報提供や相談の充実を図ります。

※日常生活用具の給付に関する現状・目標については、31ページに掲載いたします。

(5) 地域の介護力向上への支援

障害特性や一人ひとりの障害者のニーズに応えられるヘルパーを養成するため、支援力向上のための研修の開催、事業所で行う研修への専門職員の派遣、通所施設での体験研修への参加機会の設定などの支援を行います。

さらに、事業者が求人募集する際の支援や、すぎなみ地域大学と連携したガイドヘルパー の養成、有資格者の掘り起こし等、地域の障害者の生活を支える人材を育成していきます。

また、障害福祉サービスを利用する障害者が、安心してサービス利用を継続するためには、 障害福祉サービス事業者の量的、質的なレベルアップが不可欠です。事業者が、利用者に適 切なサービスを提供するとともに、適正な事業運営を行い、安定的な運営ができるよう、事 業者への助言・指導を行っていきます。

(6) 障害者の疾病予防

生活習慣病予防対策として、地域のかかりつけ医を持つことを勧め、かかりつけ医のない 障害者には区内障害者施設の利用者を対象に障害者施設健診事業を実施し、個別保健指導や 健康相談につなげていきます。

また、地域の医療機関と連携をしながら障害者の高齢化等に備えて、適切な相談体制や医療サポート体制の強化を推進していきます。

障害者の二次障害や機能低下を防止するために、住宅改修および補装具作製等の相談を実施していきます。

また、区内障害者施設利用者を対象として理学療法士や作業療法士により、一人ひとりに あったきめ細かなリハビリプログラムを実施します。

推進プラン5 日中活動の場の充実

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者の リハビリテーション等の充実を図ります。

○主要事業

事業名事業内容・確保策	現況	26 年度末 目標				
(1)障害者通所施設等の整備	(1)障害者通所施設等の整備					
障害者が充実した日々を送るための日中活動の場を確保するたの小規模地域分散型施設や身体障害者のための施設の確保、その流の場となる「地域活動支援センター」を整備します。						
①小規模地域分散型施設の整備						
障害者の日中活動の場となる施設の地域偏在化防止のため、小規模地域分散型施設と、身体障害者の活動の場となる施設を整備していきます。	2 所 (23 年度)	4所 (累計)				
②地域活動支援センターの整備						
障害者の交流や活動の場として、地域活動支援センターを更に 整備します。	1 所 (23 年度)	4所 (累計)				

(2)障害児の放課後支援の充実

※推進プラン8「障害のある子どもへの発達支援の充実」の26ページに掲載しております。

(3) 中途障害者のリハビリテーションの充実

高次脳機能障害者など中途障害者が、地域で自立生活が出来るよう、退院後の心身のリハビリテーションなどの支援をします。

中途障害者の特性に合わせた今後の生活について、個々に目標を設定し、専門職が評価を行い、関係機関と連携しながら支援の充実を図っていきます。

推進プラン6 雇用の場の拡大・就労支援の促進

事業内容 • 確保策

障害者の就労に対する希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、 多様な実習や体験の場、就労への支援、就労の場を開拓します。

また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。 通所施設等で働きに通う障害者の工賃向上への取組も引き続き行います。

26 年度末

現況

○主要事業

事業名

争耒行谷・催休束		- 現仇	目標
(1)障害者の就労支援の充実			
障害者の就労を拡大推進していくための、 また、一般就労につなげるため、企業や商 長期研修を実施するとともに、特例子会社を	商店街などと連携して、	職業体験実	
①職場体験の充実			
一般就労に向けては就労の体験が重要なこ 習ができる場を拡大します。企業での実習を 意欲を高めるため実習奨励金を出します。	• • • • • • • • •	実習生 24人 (23年度)	実習生 50 人
②商店街実習事業の実施			
身近な地域での実習の場として地域の商 るようにします。地域の障害者理解と障害者 会とします。		— (23 年度)	実施
③職場定着支援事業			
ジョブコーチや職場定着の支援員が職場記障害者からそれぞれの相談を受け、きめ細かます。定着支援にあわせて生活支援もするた事業所とも連携して支援していきます。	い定着の支援を行い	— (23 年度)	実施

④現場研修事業の拡大				
「チャレンジ雇用事業」を検証し、より実際の就労に結びつきような仕事内容を提供できるよう、事業を拡大します。また、チャレンジから一般就労に結びつけるためにきめ細かな支援を行います。	試行 (23 年度)	実施		
⑤特例子会社の誘致				
区内での障害者の就労先の確保のために特例子会社の誘致に 向けて杉並区障害者雇用支援事業団やハローワークと連携し、情 報収集や条件整備等に努めます。	1 社 (23 年度)	2 社 (累計)		
(2)多様な就労形態の活用と企業開拓				
障害者の職業評価を行うことで特性にあった就労形態を提案すします。また、今後の障害 者雇用率の引き上げなどの動向を見ながら積極的に障害者の就労の場を開拓します。				
①職業評価の実施				
就職を希望する障害者に、就職に必要な職業の準備や能力の評価を身近な杉並区障害者雇用支援事業団で行います。	— (23 年度)	実施		
②多様な障害特性に配慮した雇用先の整備				
②多様な障害特性に配慮した雇用先の整備 ステップアップ雇用、トライアル雇用など様々な制度を企業に 情報提供し、多様な障害者に対応できるような就労の場を確保し ます。	実施 (23 年度)	充実		
ステップアップ雇用、トライアル雇用など様々な制度を企業に 情報提供し、多様な障害者に対応できるような就労の場を確保し		充実		

(3) 就労支援ネットワーク

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に、地域の障害者関連部門のネットワークを活用し、 就労を希望する人を支援します。

①就労相談

就労を希望する障害者や現に就労している障害者への相談を行います。また、就労を支援する通所施設や相談支援事業所と連携して、就労面から、生活面までの一体的な支援を行います。

実施 (23 年度)

充実

②ネットワークの構築

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に就労を支援する通所施設やハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所などでネットワークを構築し、就労情報を共有し、支援職員のスキルアップを図る等、就職者数の向上に努めます。

実施 (23 年度)

充実

(4) 工賃アップのための取組の支援

通所施設に通う利用者の工賃の安定化と向上に向けた支援を行います。作業を行う施設の連携や情報の共有、共同受注や自主生産品の質的向上を目的とした「すぎなみ仕事ねっと」を有効活用し、区からの発注量の増加などにより受注量の拡大や自主生産品の販路拡大に努めます。また、経営の専門家のアドバイスをもらうなど、事業拡大を戦略的に取組める仕組みを構築します。

○福祉施設からの一般就労者数の目標数値

			平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就職者数			29 人	50 人	50 人	50 人
	累	計	_	(50人)	(100人)	(150人)

推進プラン7 社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるような支援に取組みます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に 外出が可能となるよう、支援の担い手を養成するとともに、サービスの質を 高めていきます。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26 年度末 目標
争業名 	争業内谷・催休束	現仇 現仇	目標

(1) 障害者の移動支援の充実

障害者の社会参加を促進するため、外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣する「移動 支援事業」を実施します。

①移動支援の充実

利用実績は堅調な伸びが続いており、今後も需用の拡大が推測 されることから、安定したサービス提供ができるよう移動支援の 担い手を養成するとともに、サービスの質の向上に努めます。

124, 362 時間 (23 年度)

実施

※移動支援に関する目標については、31ページに掲載いたします。

②移動サービスの支援

移動困難な人の通院や買い物などの外出を支援するため、福祉車両等で送迎をする団体による移動サービスの取次ぎを行う「移動サービス情報センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。

(2)コミュニケーション支援

聴覚や視覚、その他の障害のためにコミュニケーションを図ることに支障がある人に対する支援を行っていきます。

①手話・要約筆記の派遣

聴覚や言語機能などに障害があり、意思疎通に支障のある障害者に、手話通訳や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者や要約筆記者の養成や講習会を実施して人材の育成に努めていきます。

実施 (23 年度)

充実

※手話・要約筆記の派遣に関する目標については、31ページに 掲載いたします。

②それ以外のコミュニケーション支援の検討

視覚障害者のための代読・代筆や、知的障害者、高次脳機能障害者などに対するコミュニケーション支援について研究、検討していきます。

試行 (23 年度)

実施

(3)多様な講座・交流の場の整備

障害者が主体的な活動をしやすい環境づくりを進めるため、学習や趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士との交流の場として、引き続き障害者福祉会館及び障害者交流館を運営していきます。

(4) 障害者の区政への参加

障害者福祉推進協議会や自立支援協議会等においては、障害者やその家族が重要な役割を 担い、その意見を反映するなど、区政への参加を促進します。

(5)生活支援・社会参加促進事業の充実

障害者の日常生活に必要な訓練や援助など本人活動のための支援や、障害者に対するボランティア活動のための支援を行い、障害者の生活の質的向上を図ります。

また、障害者が参加するスポーツや芸術文化活動に係る講座などについて、内容や情報提供の充実に努めていきます。

(6) 心のバリアフリーの推進

障害の有無を越えてお互いが理解しあえる社会を実現するためには、障害に対する正しい 理解と認識を深めることが不可欠です。障害者に対する理解を深める視点に立ち、心のバリ アフリーを推進していきます。

①障害者の理解のための普及啓発

障害者週間事業等を実施し、障害者の活動や生活に触れる機会をつくり、障害者に対する理解を深めます。

実施

充実

②バリアフリー協力店

障害者、高齢者、小さな子ども連れの方など、誰でも利用しやすい設備を備えていたり、お客さまへの気配りややさしい対応ができる店舗(心のバリアフリー)を「バリアフリー協力店」として登録し、誰もが安心し利用できる店舗の拡大を図ります。

また、区のバリアフリー基本構想の内容を踏まえ、ハード面の みならず、ソフト面での協力を、既登録店を含めて広く呼びかけ ていきます。

区内の公共施設やバリアフリー協力店の情報は、ウエブサイト 「いってきまっぷ」に掲載しています。 バリアフリ ー協力店 601 店 (23 年度)

バリアフリ 一協力店 1,200店

(7) 自立を支援する情報提供の充実

障害者の自立生活を支援することを目的として、障害福祉サービスや日常生活を支援する 事業等について情報の提供を行っています。

現在、音声コードを付したサービス情報誌「障害者のてびき」の発行やウェブアクセシビリティに配慮した情報提供サイト「の~まらいふ杉並」を運営しています。今後も、障害の特性にかかわらず、障害者が自主的に情報を得られるよう、情報提供のさらなる拡充と利用促進に努めます。

推進プラン8 障害のある子どもへの発達支援の充実

事業内容・確保策

発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を地域・行政・学校が一体となって支援する体制を整備します。また、在学中の障害児の自立を支援するため、 生活能力向上のための訓練を継続的に行う場の確保に努めます。

26 年度末

目標

現況

○主要事業

事業名

		日倧		
(1)発達障害支援の充実				
社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。 また学齢期の発達障害支援においても継続した支援を受けることができる体制を整備します。				
①医療相談・専門相談				
集団活動が苦手な3歳児から5歳児を対象に、生育歴等の聞き 取りと発達検査、医療相談を行う「発達相談すこやか」を実施し ます。	1,946 件 (23 年度)	実施		
②個別・グループ指導				
幼児の発達状況に合わせた個別指導や対人関係、集団適応等の 指導を実施します。	10,610件 (23年度)	実施		
③巡回指導の実施				
保育園・保育室・子供園・幼稚園を心理職職員が巡回し、専門 的立場から保育園園児等の状況に応じた支援・助言を行います。	848 件 (23 年度)	実施		
④保育所等訪問支援の実施				
保護者等からの要請により、保育所等職員のレベルアップに向け、心理職職員が保育園や幼稚園を訪問し、幼児の状況に応じた 支援・助言を行います。	_	実施		

⑤学齢期児童の発達障害支援事業		
発達障害等がある就学前の子どもたちが、学齢期でも継続して 支援を受けられる体制を整備し、学校生活での集団適応や学習に 取組む姿勢の習得を促します。	試行 (23 年度)	実施
⑥あそびのグループ		
発達に心配のある幼児を対象に、専門職が、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動により保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。	_	実施
(2)障害児の放課後支援の充実		
在学中の障害児の自立を支援するため、放課後や夏休み等においています。かは一般では一般では一般では一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		
①地域デイサービス		
障害児の放課後の居場所・活動場所を提供する地域デイサービス実施団体に対し、運営費等を助成します。児童福祉法の改正に伴い、放課後等デイサービスへの移行を促し支援を行っていきます。	10 所 (23 年度)	5 所
②放課後等デイサービス		
平成 24 年4月1日から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が創設されました。学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育との連携を図りながら障害児の自立を促進するため、放課後等デイサービスを整備していきます。		10 所 (累計)

(3) 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

児童館等において、発達の遅れや障害のある子どもたちも楽しめるプログラムを工夫・充 実して行います。また、学童クラブでの障害児の受け入れ支援体制を充実します。

①児童館障害児交流プログラムの充実		
児童館で障害のある子どもとない子どもが、ともに楽しむ集団 遊び、表現あそび、工作、音楽活動等の定例活動や、つどいのプログラムを工夫・充実して行います。交流プログラムを通じて、より多くの障害児が地域で仲間づくりを図れるよう支援します。	実施	充実
②学童クラブ障害児の受け入れ		
すべての学童クラブ (49 所) で障害児を受け入れるとともに、 専門家による巡回指導を実施し、障害の応じたきめ細やかな対応 をします。	受け入れ クラブ 49 所 (23 年度)	受け入れ クラブ 50 所
③学童クラブ重度重複障害児の受け入れ		
重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持つ場合は、高円寺北 学童クラブで受け入れ、よりニーズに沿った対応を進めていま す。	受け入れ クラブ 1所 (23年度)	受け入れ クラブ 1所
④学童クラブの通所支援		
自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家庭を支援するために、通所支援ボランティアの人材育成、研修を行い、ボランティア登録制度を充実します。	実施 (23 年度)	充実

(4) 障害児の相談支援の充実

心身の発達の遅れやその心配のある子どもとその家族を対象に、こども発達センターで専 門相談等を行い、児童発達支援センターとして、必要な療育支援等を実施します。

①相談・療育体制の充実

生育歴等の聞き取りと発達検査を実施し、必要に応じてセンターの通園グループ指導、個別指導、小グループ指導、専門相談、 医療相談などの療育支援を行います。医療的配慮が必要な幼児の 相談が増えているため、こども発達センターの相談・療育体制の 充実を図ります。

実施

充実

②相談支援事業の充実

障害児の相談支援事業所として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談に応じ、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への援助やコーディネイト、利用計画作成等を行い、相談支援の充実を図ります。

実施

(5)保育園・幼稚園の支援

障害児指定園を拡大することにより、障害児の受け入れを促進します。あわせて、保育園等での巡回指導を実施し、支援の充実を図ります。

①巡回指導の実施

※再掲 (1)発達障害支援の充実③に掲載しております。

848 件 (23 年度)

実施

②障害児指定園の拡大

保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、障害児指定園を拡大します。

6 園 (23 年度) 8園(累計)

(6) 特別支援教育の充実

特別支援教室及び情緒障害学級(固定学級)の設置に向けた検討を進めるとともに、通常 学級における支援員等の配置や情緒障害学級(通級学級)の増設等を行い、発達障害を含む 特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育の充実を図ります。

(7) 地域療育のしくみとネットワークの確立

療育関係機関との連携に努め、地域療育の仕組みを確立します。また、幼児期から学齢期、 学齢期から青年・成人期へと次のライフステージに移行する際は、不適応を起こしやすい環 境にあるため、一貫した支援として継続されるよう、関係機関のネットワークを強化してい きます。

【別表】障害者自立支援法によるサービスの計画数値(見込み量)

障害者自立支援法で規定している障害福祉サービス(相談支援を含む)と地域生活支援事業 における平成24年度より平成26年度末までのサービスの計画数値(見込み量)について、障 害者基礎調査で把握した利用意向やこれまでの利用実績から次のとおり推計しました。

○障害福祉サービス・相談支援

サービス名	計画(見込み量)		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	24年度	25年度	26年度
○訪問系サービス			
居宅介護(身体介護)	281人	292人	304人
	3,855時間	4,125時間	4,414時間
居宅介護(家事援助)	217人	226人	235人
	1,872時間	2,003時間	2,143時間
重度訪問介護	39人	41人	43人
主人的[5] 段	9,793時間	10,295時間	10,797時間
行動援護	9人	10人	11人
173710010	309時間	340時間	374時間
同行援護	167人	172人	177人
1777	3,264時間	3,427時間	3,599時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間
訪問系サービス 計	713人	741人	770人
	19,093時間	20,190時間	21,327時間
○日中活動サービス		. •	
生活介護	635人	655人	670 <i>)</i>
	12,002人日分	12,380人日分	12587人日夕
自立訓練(機能訓練)	3人	4人	5人
	51人日分	68人日分	85人日夕
自立訓練(生活訓練)	13人	14人	14)
	337人日分	356人日分	356人日夕
就労移行支援	81人	87人	94)
	1,453人日分	1,559人日分	1,682人日分
就労継続支援(A型)	9人	15人	20)
	159人日分	266人日分	354人日分
就労継続支援(B型)	754人	777人	795 <i>)</i>
rt: -¥- ∧ -#*	10,657人日分	10,997人日分	11,236人日分
療養介護	36人	36人	36人
通所系サービス計(利用者数)	1,531人	1,588人	1,634人
短期入所	155人	160人	165
○居住系サービス	682人日分	734人日分	786人日分
	F0.1	50 I	50 I
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	52人	52人	52 J
共同生活分 護 (ケケホーム) ○ 計画相談	172人	192人	223 <i>)</i>
	70.1	100 1	490 I
計画相談支援	72人	199人	430 A
地域移行支援	15人	28人	29人
地域定着支援	5人	10人	10人

[※]各年度の数値は、各年度の末月利用分の推計値を示しています。ただし、計画相談については、各月の平均利用者数を示しています。

^{※2}段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

○地域生活支援事業

サービス名	(単位)	計画(見込み量)		
y 一 こ 入 石	(半位)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1)相談支援事業				
①障害者相談支援事業所	(設置数)	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
②基幹相談支援センター	(設置数)		1ヶ所	1ヶ所
③相談支援機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有
④住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有
(2)成年後見制度利用支援事業	(実施の有無)	有	有	有
(3)コミュニケーション支援		_		
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回
(4)日常生活用具給付				
①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	31件
②自立生活支援用具	(年間件数)	72件	72件	73件
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	57件	59件	61件
④情報•意思疎通支援用具	(年間件数)	120件	122件	124件
⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	10,162件	10,266件	10,370件
⑥住宅改修費	(年間件数)	27件	28件	29件
(5)移動支援事業	(月間利用者数)	572人	592人	615人
	(月間利用時間)	10,582時間	11,129時間	11,746時間
(6)地域活動支援センター	(月間利用者数)	90人	95人	185人
	(施設数)	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所
(7)盲人ホーム	(月間利用者数)	11人	11人	11人
(8)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	80人	81人	82人
	(月間利用回数)	240回	243回	246回
(9)日中一時支援事業	(月間利用者数)	80人	85人	90人
	(月間利用日数)	83人日分	88人日分	93人日分
(10)生活サポート	(月間利用者数)	3人	3人	3人
	(月間利用時間)	30時間	30時間	30時間
(1 <u>1)更生訓練費·施設入所者就</u> 職	支度金給付			
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)			
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)			
(12)生活支援事業				
①日常生活に関する講座	(年間件数)	25件	25件	25件
②本人活動の交流会等	(年間件数)	60件	60件	60件
(13)社会参加促進事業				
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	150件	150件	150件
②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人
③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人

[※]各年度の数値で1ヶ月単位とする場合は、年度の末月利用分の推計値を示しています。

[※]日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

[※]排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画達成状況の点検・評価と推進体制

- 障害者、障害者団体代表者、学識経験者、障害保健福祉関係者などで構成する 「障害者福祉推進協議会」及び「地域自立支援協議会」において、障害者福祉施 策や計画等に関する意見を求め、反映していきます。
- 計画の推進にあたっては、「障害者福祉推進協議会」及び「地域自立支援協議会」等を活用していきます。
- 年度ごとに、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、区広報や公式ホームページに掲載し、広く区民の意見を求めていきます。
- 相談・教育・就労・サービス事業者などで構成する地域自立支援協議会において、 相談事例などの中から、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつな げていきます。

2 国や東京都との連携

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、東京都障害福祉計画と必要な調整を図り、区の障害者計画・障害福祉計画が円滑に進むようにしていきます。

また、他の区や東京都と協力して、障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国に要望していきます。

<参考資料>

○第2期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について (平成20年度から平成24年度)

1 障害者数の推移

手帳種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
杉並区人口(4月1日現在)	536,658人	539,584人	539,211人	538,703人	539,482人
(18歳未満)	60,891人	61,336人	61,947人	62,702人	62,664人
(65歳以上)	100,289人	102,723人	104,233人	104,568人	105,991人
身体障害者手帳所持者数	12,419人	12,764人	12,876人	13,112人	13,300人
(18歳未満所持者数)	256人	268人	267人	277人	290人
(65歳以上所持者数)	8,003人	8,322人	8,456人	8,598人	8,820人
人口比	2.3%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%
肢体不自由	6,349人	6,497人	6,526人	6,579人	6,632人
内部障害	3,904人	4,068人	4,164人	4,335人	4,413人
視覚障害	992人	1,011人	1,004人	998人	1,025人
聴覚·平衡機能障害	915人	918人	914人	926人	955人
音声•言語•咀嚼機能障害	259人	270人	268人	274人	275人
知的障害者手帳所持者数	1,843人	1,900人	1,952人	2,008人	2,072人
(18歳未満所持者数)	437人	440人	445人	447人	456人
(65歳以上所持者数)	105人	117人	117人	125人	134人
人口比	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
精神保健福祉手帳所持者数	1,524人	1,789人	1,871人	2,123人	2,380人
人口比	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%
승計	15,786人	16,453人	16,699人	17,243人	17,752人
人口比	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%

[※]数値は各年度4月1日時点のものです。

杉並区の人口は、平成 20 年度 536,658 人から平成 24 年度 539,482 人と、この間に 2,824 人(0.5%)の増加があります。同様に障害者手帳所持者の合計は、1966 人(12.5%)の増加となっており、高い増加率を示しています。

各手帳所持者数とも増加傾向にあります。なお、身体障害者手帳では、肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚・平衡機能障害は増加しています。音声・言語・咀嚼機能障害は、おおよそ横ばい傾向で推移している状況にあります。また、肢体不自由と内部障害で身体障害者手帳所持者数の80%以上を占めています。

人口の年齢構成と比較して、身体障害者手帳所持者では18歳未満が少なく65歳以上が多い、また知的障害者では18歳未満が多く65歳以上が少ない状況にあります。

これまでの手帳所持者数や今後の人口の推移から、各障害者手帳所持者数とも増加傾向で推移していくと推測されます。

[※]人口には外国人登録者数を含んでいます。

2 主な障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用状況について (平成21年度~平成23・25年度)

1 サービスの利用実績

(1) 障害福祉サービスの見込み量と利用実績

		11 1877		計画	数値				利用	実績		
		サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成21年 10月	平成22年 3月	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
	居宅	身体介護	240人 3,363時間	250人 3,561時間	260人 3,758時間	280人 4,153時間	229人 3,710時間	233人 3,723時間	229人 3,590時間	244人 3,799時間	242人 3,786時間	232人 3,619時間
	介護	家事援助	185人 1,751時間	191人 1,917時間		209人 2,414時間		184人 1,726時間	186人 1,633時間			185人 1,539時間
訪問系	重	度訪問介護	48人 10,955時間	,	49人 10,755時間	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	,	,
サー	重	度障害者等包括支援	0人	0人		6人 2,520時間	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ビス	行	動援護	12人360時間	14人416時間	15人472時間	18人584時間	275時間	10人 331時間	294時間	9人272時間	7人 320時間	
	同	行援護	105.1	5011	500 1	501	1011	105	100 1	1001		74人
		訪問系サービス 計	485人 16,430時間	504人 17,169時間	523人 17,907時間	561人 19,385時間	464人 15,509時間	467人 15,666時間	466人 15,194時間	498人	555人 17,081時間	540人 17,555時間
		生活介護	320人	450人	520人	530人	349人	357人	469人	472人	621人	624人
		自立訓練(機能訓練)	21人	22人	27人	30人	2人	3人	1人	1人	4人	6人
日	通	自立訓練(生活訓練)	16人	16人	18人	20人	30人	31人	30人	28人	11人	20人
中	所系	就労移行支援	40人	50人	52人	55人	30人	34人	41人	43人	66人	60人
活	サ	就労継続支援 A型	5人	10人	15人	30人	4人	6人	7人	6人	12人	9人
動	1	就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	398人	405人	512人	539人	629人	695人
系サ	ビス	療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
ĺ		経過措置施設	160人	0人	0人	0人	137人	104人	131人	130人	3人	2人
ピ		法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	152人	164人	133人	107人	133人	107人
ス		児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	83人	71人	61人	96人	117人	131人
		通所系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,188人	1,178人	1,387人	1,423人	1,597人	/ /
	短	期入所	110人 550人日分	112人	114人 570人日分	118人 590人日分	124人	119人 532人日分	126人	128人	138人	134人
	#16	司生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	64人	63人	59人	51人	49人	53人
居		司生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	108人	109人	124人	132人	143人	150人
住系		定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	9人	8人	8人	8人	8人	8人
ボサ		グループホーム等 計	203人	236人	263人	297人	181人	180人	191人	191人	200人	211人
Ì		設入所支援	130人	209人	294人	284人	109人	118人	213人	218人	274人	273人
ビ	経	過措置施設	190人	104人	0人	0人	200人	183人	91人	83人	27人	28人
ス		入所施設 計	320人	313人	294人	284人	309人	301人	304人	301人	301人	301人
相談	炎支持	爰(サービス利用計画作成)	12人	20人	27人	42人	6人	6人	4人	5人	5人	9人

- ※計画数値は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度は10月分の推計値を示しています。
- ※2段表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。
- ※経過措置施設は、障害者自立支援法(以下「支援法」という。)による新しいサービス体系への移行 が平成23年度末まで経過措置とされている施設です。
- ※法定外通所施設は、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない 小規模作業所などの利用者数を示しています。
- ※法定外グループホームは、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

(2) 地域生活支援事業の見込み量と利用実績

.th 18 7 5	()+(+-)		計画	数値				利用	実績																		
サービス名	(単位)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年10月	平成 22年3月	平成 22年10月	平成 23年3月	平成 23年10月	平成 24年3月																
(1)相談支援事業																											
①障害者相談支援事業所	(設置数)	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所																
②地域自立支援協議会	(設置数)	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体 1団体		1団体	1団体																
(2)コミュニケーション支援		-																									
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	70回	40回	89回	50回	50回	48回	48回																
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	10回	5回	8回	8回	6回	6回	6回																
(3) 日常生活用具給付																											
①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	32件	36件	36件 27件			24件		19件																
②自立生活支援用具	(年間件数)	58件	60件	62件	66件		70件		49件		53件																
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	35件	35件	37件	39件		44件		45件		45件																
④情報·意思疎通支援用具	(年間件数)	150件	170件	180件	200件		93件		97件	:	111件																
⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	9,450件	9,550件	9,650件	9,850件	5,345件		5,345件		5,345件		5,345件		5,345件		5,345件		5,345件		5,345件		5,345件		5,5	515件	5,9	961件
⑥住宅改修費	(年間件数)	28件	28件	30件	32件		16件		16件		23件																
(4)移動支援事業	(月間利用者数)	428人	444人	461人	494人	488人	482人	565人	533人	557人	552人																
	(月間利用時間)	8,167時間	8,833時間	9,285時間	10,226時間	周 8,557時間 8,609時間		8,557時間 8,609時間		8,557時間 8,609時間		9,973時間 8,693時間		10,224時間	10,307時間												
(5)地域活動支援センター																											
①作業型	(月間利用者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人																
	(施設数)	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所																
②活動支援型	(月間利用者数)	38人	78人	78人	78人	31人	31人	23人	23人	21人	21人																
	(施設数)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1団体	1団体	1団体	1団体																
(6)盲人ホーム	(月間利用者数)	12人	12人	13人	14人	9人	9人	11人	11人	11人	11人																
(7)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	70人	71人	72人	74人	61人	64人	62人	59人	59人	60人																
	(月間利用回数)	210回	217回	223回	237回	186回	186回	180回	179回	180回	193回																
(8日帰りショート	(月間利用者数)	52人	54人	55人	58人	65人	70人	84人	64人	72人	73人																
	(月間利用日数)	55人目分	57人日分	59人日分	63人日分	71人日分	65人日分	83人日分	63人日分	69人日分	76人日分																
(9)生活サポート	(月間利用者数)	2人	3人	3人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人																
	(月間利用時間)	20時間	30時間	30時間	50時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間																
(10)更生訓練費·施設入所者就	職支度金	給付																									
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	25人	26人	26人	27人	15人	13人	18人	16人	6人	4人																
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	2人	2人	3人	4人	0人	1人	0人	0人	0人	0人																
(11)生活支援事業					n																						
①日常生活に関する講座	(年間件数)	12件	13件	13件	14件		37件	24件			24件																
②本人活動の交流会等	(年間件数)	42件	43件	44件	46件		35件	68件			61件																
(12)社会参加促進事業																											
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	30件	31件	31件	32件	件 80件			152件		145件																
②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人	5人 2人		3人																			
③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		3人 6人			2人																	

[※]計画数値で1ヶ月単位とする場合は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度は10月利用分の推計値を示しています。

[※]日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

[※]排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

(3) 主な障害福祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況

障害福祉サービスの通所系サービスと地域生活支援事業の地域活動支援センターなど内容が類似しているサービスをまとめて記載します。

① 訪問系サービス(移動支援と生活サポートを含む)

	2 . 2 6		計画	数値			利用	実績	
	サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
			•						
	居 身体介護	240人	250人	260人	280人	229人	244人	242人	232人
	宅 罗怀月霞	3,363時間	3,561時間	3,758時間	4,153時間	3,590時間	3,799時間	3,786時間	3,619時間
	介安東採出	185人	191人	197人	209人	186人	205人	199人	185人
	護家事援助	1,751時間	1,917時間	2,083時間	2,414時間	1,633時間	1,707時間	1,676時間	1,539時間
訪	重度訪問介護	48人	49人	49人	48人	41人	40人	38人	41人
問問		10,955時間	11,275時間	10,755時間	9,714時間	9,677時間	10,304時間	9,790時間	10,865時間
系	重度障害者等包括支援	0人	0人	2人	6人	0人	0人	0人	0人
ホサ	里及陴吉有寺包括又按	0時間	0時間	840時間	2,520時間	0時間	0時間	0時間	0時間
ĺĺ	行動援護	12人	14人	15人	18人	10人	9人	7人	8人
F.	11 勁 抜 護	360時間	416時間	472時間	584時間	294時間	272時間	320時間	368時間
ス	同行援護							69人	74人
	四门1反殴							1,509時間	1,164時間
	移動支援	428人	444人	461人	494人	565人	533人	557人	552人
	19 #1 入 10				10,226時間	9,973時間		10,224時間	10,307時間
	訪問系サービス 計	913人	/ •	984人	1,055人		, , ,	1,112人	1,092人
	別向示り―[入 司	24,598時間	26,002時間	27,192時間	29,610時間	25,167時間	24,775時間	27,305時間	27,862時間

[※]上段が利用者数、下段が利用時間数を示しています。

利用実績の合計において、平成 22 年 10 月と平成 24 年 3 月との比較では、利用者数が 61 人、利用時間が 2,695 時間それぞれ増加し、平成 24 年 3 月の利用数は微減しているものの、 平成 22 年 10 月から平成 24 年 3 月までの間は増加傾向で推移しています。

特に、移動支援においては、確実に利用時間数は増加しており、障害者の社会参加に寄与しています。また、これまで移動支援で対応していた視覚障害者の外出支援については、平成23年10月より同行援護が創設されました。平成24年3月の移動支援及び同行援護の利用者数は626名、利用時間数は11,471時間でした。

外出訪問系サービスのうち、重度訪問介護が利用者数合計に対し4%程度にすぎません。サービス利用時間合計では約40%を占めています。

重度障害者等包括支援は、区内に提供事業者がなく利用実績がありませんでした。

今後、訪問系サービスは、重度訪問介護の利用にもよりますが、在宅における重度障害者の増加、障害者や介護者の高齢化、また基礎調査でのサービス利用意向などから、引き続き、利用時間と利用者数ともに増加していくと推測されます。多様な障害者のニーズに対応できるよう、訪問系サービスを担うホームヘルパーなどの確保やサービス事業所の参入促進とともに、サービスの質についても向上を図ることが必要です。

② 短期入所

		計画	数値		利用実績				
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
	•								
短期入所	110人	112人	114人	118人	126人	128人	138人	134人	
AL 7917 (17)	550人日分	560人日分	570人日分	590人日分	547人日分	583人日分	654人日分	590人日分	
日帰りショートステイ	52人	54人	55人	58人	84人	64人	72人	73人	
口帯リンコートペノイ	55人日分	57人日分	59人日分	63人日分	83人日分	63人日分	69人日分	76人日分	

[※]上段が利用者数、下段が利用日数を示しています。また、日帰りショートステイは、日数換算して表示しています。

短期入所は、平成23年10月利用実績で利用者数が138人、利用日数654人日数と、平成25年度の計画数値(利用者数118人、利用日数590人日分)を上回りました。区内にある短期入所事業所は、知的障害者を主な対象者とし、身体障害者や精神障害者を対象とする事業所が少ない状況にありましたが、平成23年度に、身体障害者を対象とした短期入所事業者において床数を増やしました。

基礎調査では、知的障害者の利用意向率が高く、また身体障害者と精神障害者とも利用者率が低いものの利用意向率が高いこと、さらに介護者の高齢化の進展により、その必要性が高まっていくことが推測されます。グループホームの整備時に併設するなど基盤整備が必要です。

日帰りショートステイは、平成24年3月と平成22年10月とを比較して利用実績が減少しているものの、計画数値を上回っています。

③ 日中活動(通所系)サービス

				計画	数値			利用	実績	
		サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
		生活介護	320人	450人	520人	530人	469人	472人	621人	624人
		自立訓練(機能訓練)	21人	22人	27人	30人	1人	1人	4人	6人
日	通	自立訓練(生活訓練)	16人	16人	18人	20人	30人	28人	11人	20人
中	所	就労移行支援	40人	50人	52人	55人	41人	43人	66人	60人
活動系	系サ	就労継続支援 A型	5人	10人	15人	30人	7人	6人	12人	9人
系	1	就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	512人	539人	629人	695人
サー	ビス	療養介護	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
ビ		経過措置施設	160人	0人	0人	0人	131人	130人	3人	2人
ス		法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	133人	107人	133人	107人
		児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	61人	96人	117人	131人
		通所系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人

[※]経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

通所系サービス計においては、平成24年3月利用実績1,655人は、平成25年度の計画数値(1,348人)と比較して大きく上回っています。新たな利用者の増加や利用者数の把握が困難な区外の法定外通所施設が障害者自立支援法による事業体へ移行したことによる利用者分の加算などがその原因として考えられます。また、平成22年度には、生活介護事業、就労継続支援事業B型と児童デイサービスが各1所開設し、平成23年度には、生活介護事業が1所開設しました。

生活介護と就労継続支援 B 型の利用者数が、通所系サービスの約70%以上を占めている 状況にあります。

今後の課題としては、一般就労の促進、在宅における重度障害者の増加があります。そのため、就労移行支援事業への促進、重度障害者の生活介護事業の整備が必要です。

④ 居住系サービス

			計画	数値		利用実績				
	サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
					1					
	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	59人	51人	49人	53人	
居	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	124人	132人	143人	150人	
住系	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	8人	8人	8人	8人	
サ	グループホーム等 計	203人	236人	263人	297人	191人	191人	200人	211人	
ピ	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	213人	218人	274人	273人	
ス	経過措置施設	190人	104人	0人	0人	91人	83人	27人	28人	
	入所施設 計	320人	313人	294人	284人	304人	301人	301人	301人	

※経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

グループホーム等計においては、平成22年10月と平成24年3月との比較では、19名増加しています。平成23年度には、グループホーム・ケアホームが区内に2所開設しました。(平成21年度から平成23年度までに、区内に10所開設しました。)計画数値の達成に向けて、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取組む必要があります。

入所施設計においては、平成23年度計画数値(294人)と比較して利用実績301人(通勤寮7人含む)でした。これまで在宅生活の継続が困難になった場合には、施設入所せざるを得ない状況にありました。そうした状況になる前に地域にあるグループホーム・ケアホームを利用できるよう、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取組む必要があります。

⑤ 相談支援

11 157 /		計画	数値		利用実績				
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
サービス利用計画作成	12人	20人	27人	42人	4人	5人	5人	9人	

サービス利用計画の作成は、障害者自立支援法に基づき指定相談支援事業者が行います。サービス利用計画の作成は、入所施設からの退所後に一定期間において集中的な支援が必要な方などが給付対象となります。

区内には指定相談支援事業者があり、また給付対象となる該当者もいますが、平成 24 年 3 月の利用者が 9 人と計画数値(27 人)に比べ少ない状況にあります。サービス利用計画作成に係る報酬額や事務手続の煩雑さなどが利用数の増加につながらない原因であると考えられます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成 24 年度より、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大があり、作成者の確保、また単にサービス利用のみの計画に留まらない一人ひとりに対応した計画作成が重要となり、作成者のスキルアップや関係機関とのネットワークの構築が必要です。

⑥ コミュニケーション支援

		計画	数値		利用実績				
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
手話通訳者派遣	50回	55回	60回	70回	50回	50回	48回	48回	
要約筆記者派遣	6回	7回	8回	10回	8回	6回	6回	6回	

手話通訳者派遣は、平成22年10月以降、50回程度で推移しています。

要約筆記は、利用実績が5回から8回程度にあり、計画数値と同程度で推移しています。 毛話通訊や要約等記は、聴覚障害や規覚障害がある人の生活支援や社会参加の占から

手話通訳や要約筆記は、聴覚障害や視覚障害がある人の生活支援や社会参加の点から重要な事業であり、従事者の確保やスキルアップが必要です。

⑦ 訪問入浴

		計画	数値		利用実績				
サービス名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
訪問入浴サービス	70人	71人	72人	74人	62人	59人	59人	60人	
の向八付り一し入	210回	217回	223回	237回	180回	179回	171回	193回	

訪問入浴は、利用人数の変動が少なく、平成24年3月において、利用回数が微増しました。訪問入浴は、在宅における重度障害者にとって重要なサービスの一つです。サービスの質の向上も必要です。

3 計画目標数値の進捗状況

(1) 入所施設からの地域移行数

		計	画			実績	
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域移行者数	13人	14人	14人	15人	13人	7人	7人
累計	(13人)	(27人)	(41人)	(70人)	(13人)	(20人)	(27人)
施設入所者数	308人	300人	294人	284人	296人	295人	294人
都外施設入所者数	149人	143人	137人	130人	145人	140人	139人
構成比	48.4%	47.7%	46.6%	45.8%	49.0%	47.5%	47.3%

[※]施設入所者数及び都外施設入所者数は、各年度とも3月末の数値を示しています。

地域移行者数などの入所施設に係る実績は、平成21年度を除き、計画目標を下っています。施設入所者数は、平成18年度末329人をピークとして、計画目標と同程度になり、進展している状況にあります。都外入所施設者については、本人や家族などの意向をもとに積極的に係わりをもち、すだちの里すぎなみを活用するなど地域移行をすすめていく必要があります。また、重度の障害者を対象にしたグループホーム・ケアホーム等の整備も必要です。

(2) 精神科病院からの退院促進者数

			計	·画			実績	
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
退院促進者数		10人	. 10人	10人	10人	3人	1人	5人
	累言	計 (10人)	(20人)	(30人)	(50人)	(3人)	(4人)	(9人)

退院促進者数の実績は、計画目標を下回っています。退院促進については、本人と家族または病院との調整に時間を要しますが、退院者の受入可能なグループホーム・ケアホーム等の整備や退院促進対象者の地域生活の不安解消などを図りなどきめ細かい支援を行う必要があります。

(3) 福祉施設からの一般就労者数

			計画				実績		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就職者数			50人	50人	50人	50人	18人	32人	24人
	累	計	(50人)	(100人)	(150人)	(250人)	(18人)	(50人)	(74人)

就労者数の実績は、各年度とも計画目標を下回っております。福祉施設からの就労が進むにつれて、一般就労が可能な利用者が少なくなっていることや、企業における障害者の雇用人数の減少などが原因として考えられます。一般就労につなげるため、障害者職業実習や長期研修等を実施するとともに、企業開拓をさらに進める必要があります。なお、福祉施設及び障害者雇用支援事業団からの就労者数の合計は、平成21年度57名、平成22年度80名、平成23年度89名と年々増加しています。

<参考資料>

○平成22年度障害者基礎調査(概要)について

障害者計画・障害福祉計画の改定や今後の障害福祉施策を推進するために、基礎的なデータを得ることを目的として、平成22年12月から平成23年1月にかけて障害者基礎調査を実施しました。

調査は、障害区分ごとに6種類の調査票により、障害者の生活実態や障害福祉サービスの利用意向に対する意見などをお聴きしました。

本書では、調査概要や主な調査結果とその考察について掲載します。

1 調査のあらまし

障害区分	障害内容等	発送数	回収数	回収率%
	肢体不自由	1,250	542	43.4%
	内部障害	716	267	37.3%
①身体障害者	視覚障害	350	153	43.3%
	聴覚、平衡機能、音声・言語機能 又はそしゃく機能の障害	434	168	38.7%
②知的障害者	愛の手帳の所持者	919	442	48.1%
③重度重複障害者	重度重複障害者 身体障害者手帳(1·2級)と愛の手帳 (1·2度)の重複所持者		54	45.4%
④精神障害者	精神保健福祉手帳の所持者	800	374	46.8%

【①~④の調査方法】

- ア. 調査対象者:年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出
- イ. 調査方法:郵送による配布・回収(視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査)

⑤発達障害児	_	32	_
⑥高次脳機能障害者	_	101	_

【56の調査方法】

- ア. 調査対象者: 情緒障害児通級学級や特定非営利活動法人東京都自閉症協会、 相談支援事業所などに調査を依頼
- イ. 調査方法:郵送による回収(高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き取り調査)

2 主な調査結果とその考察

(1) 居宅介護サービスの利用について

○年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	7.6%	4.1%	0.0%
30歳代	6.4%	3.2%	0.0%
40歳代	11.2%	7.5%	5.4%
50歳代	10.2%	0.0%	15.1%
60歳以上	21.0%	8.8%	22.4%

※利用者率は、「利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1.2級	21.9%	1度	25.0%	1級	12.5%
中 度	3•4級	9.1%	2•3度	4.2%	2級	9.0%
軽 度	5•6級	7.4%	4度	1.6%	3級	4.7%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。 以下同じ。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	23.8%	32.0%	18.5%
30歳代	21.3%	28.1%	3.4%
40歳代	33.3%	37.5%	19.4%
50歳代	31.5%	35.7%	34.0%
60歳以上	58.5%	57.9%	48.5%

※利用意向率は、「今後において利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1.2級	51.4%	1度	100.0%	1級	41.2%
中 度	3•4級	39.8%	2・3度	34.6%	2級	23.0%
軽 度	5•6級	26.7%	4度	20.8%	3級	13.6%

- ○居宅介護サービスを"利用している人"(利用者)と"利用していない人"(未利用者)との割合「利用者率」は、年齢階層別と障害程度別においていずれも25%以下にあり、低い数値を示しています。また、年齢階層が高くなるほど、又障害程度が重いほど利用者率が高くなる傾向にあります。
- ○未利用者の利用意向率は、利用者率と同様に年齢階層が高くなるほど、又障害程度が重い ほど利用者率が高くなる傾向にあります。
- ○今後のサービス利用については、未利用者の利用意向率が利用者率に比べ高い数値にあることから、利用者数の増加にともなってサービス利用量が増加していくものと推測され、居

宅介護サービスの基盤整備が必要と考えられます。

(2)短期入所(ショートステイ)の利用

○年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	5.6%	25.9%	2.6%
30歳代	4.5%	35.2%	0.0%
40歳代	1.1%	19.0%	1.1%
50歳代	0.8%	6.3%	1.5%
60歳以上	5.5%	0.0%	0.0%

※利用者率は、「利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)」による数値を示しています。

○障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重度	1•2級	6.8%	1度	50.0%	1級	3.3%
中 度	3•4級	1.7%	2•3度	39.1%	2級	1.1%
軽 度	5•6級	3.5%	4度	8.5%	3級	0.0%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下 同じ。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○未利用者の年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	26.0%	74.4%	18.5%
30歳代	20.3%	68.6%	7.3%
40歳代	7.1%	60.0%	14.3%
50歳代	8.2%	33.3%	13.3%
60歳以上	37.1%	26.3%	26.9%

※利用意向率は、「今後において利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○未利用者の障害程度別利用意向率

	身体	障害者	知的	障害者	精神	障害者
重 度	1・2級	30.6%	1度	66.7%	1級	27.8%
中 度	3•4級	26.2%	2•3度	85.8%	2級	16.1%
軽 度	5•6級	15.8%	4度	41.1%	3級	7.6%

- ○短期入所を「利用している人」(利用者)と「利用していない人」(未利用者)との割合「利用者率」は、知的障害が他の障害に比べて高い数値にありますが、全体的に利用者率が低く、特に精神障害者が低い利用者率にあります。
- ○未利用者の利用意向率は、利用者率と比べ高い数値を示しています。特に、知的障害者で 40歳代以下が高い利用意向率にあります。また、身体障害者と精神障害者で60歳台以上の 利用意向率が高い数値を示しています。
- ○居宅介護サービスと同様に、利用意向率が利用者率に比べて高いこと、また介護者の高齢 化などもあり、サービス利用者と利用量ともに増加していくものと推測でき、短期入所の基盤 整備が必要であると考えられます。

(3)就労について

○年齢階層別就労率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	61.5%	74.8%	39.5%
30歳代	69.0%	82.3%	47.0%
40歳代	56.9%	78.8%	36.5%
50歳代	48.6%	68.4%	32.9%
60歳以上	20.8%	50.0%	17.5%

※就労率は、「仕事をしている回答数÷(仕事をしている+仕事をしていない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別就労率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重度	1.2級	34.4%	1度	0.0%	1級	32.4%
中 度	3•4級	32.6%	2・3度	74.5%	2級	33.8%
軽 度	5•6級	51.7%	4度	75.4%	3級	38.6%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下 同じ。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○未就労者の年齢階層別就労意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	92.6%	89.3%	84.6%
30歳代	51.6%	50.0%	86.7%
40歳代	75.6%	44.4%	72.2%
50歳代	50.8%	33.3%	54.9%
60歳以上	12.9%	26.7%	15.4%

※就労意向率は、未就労者のうち「(就労したい+就労のための訓練を受けたい+通所施設を利用したい回答数)÷(就労したい+就労のための訓練を受けたい+通所施設を利用したい+今のまま

でよい回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○未就労者の障害程度別就労意向率

		身体障害者		身体障害者知的障害者		精神障害者	
重	度	1•2級	27.3%	1度	0.0%	1級	47.1%
中	度	3•4級	26.0%	2•3度	45.7%	2級	58.4%
軽	度	5.6級	35.8%	4度	79.3%	3級	72.9%

- ○就労者率は、知的障害者は高い数値を示していますが、精神障害者はどの年齢階層においても低い数値にあります。また、各障害とも30歳代が就労者率が最も高く、年齢階層が高くなるにつれて低くなる傾向にあります。
- ○未就労者の就労意向率は、60 歳代を除くと高い数値にあり、また障害程度が軽いほど高い 傾向にあります。
- ○未就労者の就労意向率が高いことから、一般就労や通所系サービスへの結びつける支援が 必要です。特に、軽度の知的障害者や精神障害者では、就労意向率が高くあり、又手帳所持 者数の増加が今後見込まれることから、障害特性に合った就労支援や通所サービスなどが必 要であると考えられます。

(4)日中の過ごす場所について

○年齢階層別 未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	44.0%	36.0%	65.2%
30歳代	81.3%	58.3%	83.3%
40歳代	78.0%	45.5%	77.3%
50歳代	83.3%	33.3%	75.5%
60歳以上	86.3%	70.6%	75.6%

※「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合は、「自宅にほとんどいる回答数:無回答を除く回答数」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別 未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

		身体障害者		身体障害者知的障害者		精神障害者	
重	度	1.2級	86.4%	1度	66.7%	1級	80.0%
中	度	3•4級	81.5%	2•3度	40.5%	2級	76.5%
軽	度	5•6級	78.2%	4度	62.1%	3級	75.0%

- ※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。
- ※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。
- ○身体障害者は、30歳代以降で仕事をしていない場合に、約8割の人が日中を自宅で過ごす と回答があります。また、精神障害者は、どの年齢階層とも仕事をしていない場合に、多くの人 が日中を自宅で過ごすと回答があります。
- ○移動支援や当事者交流会などにより、外出支援や外出機会の充実を図っていくことが必要であると考えます。また、知的障害者は他の障害に比べて自宅で過ごす人の割合が少ない傾向

にありますが、4度で62%あり、前述のとおり就労支援や通所サービスなどが必要であると考えられます。

(5)健康診断の受診率について

○年齢階層健康診断受診率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	74.5%	83.5%	47.5%
30歳代	84.1%	92.5%	58.0%
40歳代	85.3%	89.1%	83.7%
50歳代	88.4%	90.0%	85.9%
60歳以上	90.4%	81.4%	78.3%

[※]受診率は、(1-(いずれの健康診断も受診していない回答数 ÷ 無回答を除く回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別健康診断受診率

	身体障害者		身体障害者知的障害者		精神	障害者
重度	1.2級	87.5%	1度	75.0%	1級	77.1%
中 度	3•4級	86.3%	2•3度	91.1%	2級	72.7%
軽 度	5.6級	88.5%	4度	82.0%	3級	74.1%

- ※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。
- ※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。
- ○精神保健福祉手帳所持者の30歳未満・30歳代を除き、各障害とも高い受診率にあります。また、障害程度別による受診率の差はあまりなく、精神障害者が他の障害に比べ若干少ない受診率にあります。障害者が生活習慣病に陥りやすいといった指摘がされる中で、受診結果によっては生活改善などが必要となる場合も少なくないと思われます。
- ○受診結果をもとにした通所施設や保健センターでの指導などが必要であると考えます。

(6) 偏見感

○年齢階層別 偏見感

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	76.7%	81.4%	76.9%
30歳代	77.9%	83.1%	75.9%
40歳代	68.0%	86.8%	76.7%
50歳代	56.8%	76.2%	70.1%
60歳以上	39.7%	65.0%	54.4%

[※]偏見感は、障害を理由として嫌な思いや偏見について「(大いにある+少しはある回答数)÷有効回答数」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別 偏見感

	身体障害者		身体障害者知的障害者		精神	障害者
重 度	1・2級	55.0%	1度	100.0%	1級	73.5%
中 度	3•4級	47.0%	2•3度	85.3%	2級	75.1%
軽 度	5.6級	57.0%	4度	75.9%	3級	66.7%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。 ※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

- ○年齢階層別の偏見感は、3 障害者とも多くの人が偏見を感じている数値を示しています。また、障害程度別では、あまり関係なく偏見感を感じている数値を示しています。なお、身体障害者の障害程度別の偏見感は、60 歳以上の回答数に影響を受けて全体的に低い割合となっています。
- ○偏見のない地域社会を実現していくためには、正しくその人を理解することが必要です。そ のため、障害者を理解するための普及啓発やお互いに交流できる場などを充実していくこ とが必要であると考えます。

会 議 記 録

	議名称	平成 24 年度 第 2 回障害者福祉推進協議会						
日日		平成24年10月15日(月) 午前10時から11時50分						
出出	<u>新</u> 委 員	区役所西棟 6 階 第 4 会議室 (敬称略) 助川・伊東・高橋(博)・杉原・笠原・山田・斎藤・西川・石黒・松 浦・大和田・土屋・阿久津・高橋(利)・板垣・鈴木(香) (欠席)丸山・山本・西山・鈴木(道)・窪田・平澤・佐藤						
席	幹事	長田保健福祉部長・高橋管理課長・武井障害者施策課長・塩畑障害者生活支援課 長・山﨑高井戸事務所担当課長・坂野保健予防課長・原田子育で支援課長						
者	事務局	障害者施策課(井出・渡邊・池田・本舘・下山) 障害者生活支援課(長谷川)保健予防課(大熊)						
		資料1 障害者計画/第2期障害福祉計画の平成23年度進捗状況						
		資料2-1 障害者相談支援体制の再構築について						
		資料2-2 相談支援体制の再構築について						
		資料2-3 今後の杉並区相談支援体制のイメージ						
-mim	<i>→ >></i> > \\n\\	資料3 障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について						
酉己	布資料	資料4-1 計画部会の開催状況について						
		資料4-2 障害者計画/第3期障害福祉計画						
		参考資料 障害者虐待防止法パンフレット						
		当日配布 保健福祉計画(案)						
		平成 23 年度杉並区保健福祉サービス苦情調整委員運用状況報告書						
		1 開会						
		2 保健福祉部長挨拶						
全	議次第	今年度は区制 80 周年を迎え、保健福祉計画のパブリックコメントも行ってい						
	はび要旨	る。本会でも、ご検討いただきたい。						
		3 報告						
		※幹事の交代 (児童青少年課長から子育て支援課長へ。)						
		(1)障害者計画/第2期障害福祉計画の進捗状況について						
		・地域移行について						
		・障害福祉サービスについて、居宅系のサービスの増加						
		・短期入所は、使用日の重なりなどにより需要はあっても実績は横ばい。						
		・グループホームの整備						
		・相談支援の充実(サービス等利用計画の全数拡大) など						
		(2) 相談支援体制の再構築について						
		・自立支援給付によるサービス等利用計画を全数に拡大し、特定相談支援事業						
		所が相談対応していく。サービス利用にかかわらない相談や地域移行などの						
		専門的な相談については(仮称)地域相談支援センターで行っていく。また						
		民間の相談支援事業所をバックアップする基幹相談支援センターの機能を						
		持つ組織を区に設置する。						
		(3)障害者虐待防止法施行について						
		・10月1日施行。前後に広報、講演会を行い、普及啓発に努めている。						

・専用電話を設置し、現在相談は3件(虐待ケースではない)。23区で虐待通

報は4区あった。

- (4) 地域自立支援協議会について
 - ・10月25日に第2回予定。3月12日にシンポジウム開催予定。基調講演を厚生労働省専門官に依頼。
 - 相談支援部会は虐待の事例検討会。
 - ・地域移行促進部会は地域相談支援の円滑な実施に向けて検討中。

(全体の質疑応答)

- ・オブリガードの高次脳機能障害の専門相談と中途障害者生活リハビリ事業については、どのように計画されているか。
 - ⇒引き続き区の直営で、オブリガードとは別の場所で行う予定。
- ・基幹相談支援センターについて、他自治体の情報はどうか。
 - ⇒委託が数区。 直営については、情報が未確認である。
 - ※後日確認し、設置予定14区のうち、直営9、委託2、検討中3であった。
- ・相談支援体制の再編、充実には一定の理解をするが、「今まで相談していたと ころに行けなくなるのではないか」という不安を持っている。
 - ⇒1 所あたりの人員配置を充実し、3 障害谷間なく相談を受けていく。従来の 相談支援事業所が利用できない場合はていねいにつないでいく。
- ・現在の委託事業所との関係性で特定相談支援事業所との連携はないのか。
 - ⇒現在の委託事業所の機能は3か所の(仮称)地域相談支援センターに移っていく。1所あたりの体制を充実させていく。その中での連携は重要と考える。
- ・国際的にみると様々な取組がなされている。相談の重要性が認識されてきた時代になってきている。

4 議題

「保健福祉計画 (障害者計画/第3期障害福祉計画) について」 高橋計画部会長から報告。

- ・9月20日に計画部会を開き、説明を聞いて一定の了解はした。パブリックコメント終了後、意見を受けて再度部会を開く予定。計画部会で「成人期の発達障害の取り組みが未着手である」「家族支援が今後重要」という意見が出ている。(意見交換)
- ・ショートステイの実績が伸びないとのことだが、待遇等に不満があって利用し にくいとの声も聞く。需要がないわけではないので利用ニーズに合った事業に なってほしい。食事や夜間の介護体制に問題が多い。
- ・精神、知的障害の地域移行は地域の基盤整備が必要。グループホームもまだ足りない。1~2年で目標は達成できないので今から準備が必要。全員がグループホームを望んでいるわけではなく老障介護の時代はサービス内容を変えていかなくてはならない。安心な生活が必要であり「楽しく」が大切だと思う。
- ・重度障害者も幼児期に亡くなる時代ではなくなってきた。介護者も高齢化している。障害者を受け入れてくれる病院も地域になく、大変な毎日。今から準備をしてほしい。
 - ⇒ショートステイの目的は、家族のレスパイトでもあり、今後より家族支援の 視点を持って取り組んでいきたい。

- ・住まいのあり方検討会など区でも考え頑張っているが、グループホームありきではなく自分の家に住み続けたいという方への支援も含めて検討しているところ。グループリビングや自宅のバリアフリー化などいろいろな住まい方があって選択できることが望ましい。
 - ⇒方向性が大切と考える。虐待防止も固有の対策でなくこれまでの様々な施策 が絡んで未然防止ができる。家族支援も同様に考えていきたい。
- ・所属団体でアンケートを行っている。「将来に対する不安」が大きい。例えば 障害者自立支援法から介護保険法への移行など、サービスが使えそうで使いに くいことがあり、不安が不安を高め虐待になっている。アンケートがまとまっ たら区にも見てほしいと思っている。
- ・区立生活園の通所が30分延長になり、それだけでも親の負担は軽減している。
- ・家族支援にも国、自治体レベルで考えるものと当事者や近隣レベルで考える必要がある。財源は無視できないがそれに縛られると質が落ちる。行政と当事者がコラボレーションする。「本人たちの自立に貢献していく」ことが大切であり、自立へのエネルギーをくみ取っていくことである。イギリスでは近隣ボランティアへの助成を行うなどしている。現状を変えるのではなく現状に細かくサービスを作っていくことが必要。民間NPOなどへの補助は積極的だが査定はとても厳しい。
- ・情報をどう伝えるか。困ったら「○○にいく」という旗を掲げる必要がある。
- ・健常者も高齢化が問題。町会などで「家を提供できる」「介護の手を提供できる」という話がある。富山方式を視察してきたいと思う。
- ・発達障害は子どもだけでなく成人期まで見通しての支援が必要。うつ症状や引きこもりなど二次障害予防が大切。
- ・障害児の放課後支援は保護者のニーズが高いところ。杉並区は地域デイサービスが手厚い支援を行っている。児童福祉法の改正により現在の補助金制度が変更されるのではと心配している。
- ・障害児の相談の充実では特別支援教育の個別支援計画と障害の計画が互いにリンクして支えていけるとよい。
- ・「杉並ぷれジョブの会」を設置した。次世代支援の取り組みとして学習会など も計画しているので関心のある方は参加を呼び掛けたい。
- ・特別支援教育での課題として、相談の充実の中で学校の役割を考えている。福 祉事務所訪問などを行っているが、学校と地域をつなげることを目的として相 談体制の変化に合わせていきたい。
- ・今後はより医療的ケアを必要とする子どもが多くなってくる。ショートステイ 事業や日中活動などに対してニーズが高くなる傾向がある。施設の受け入れキャパシティもあり、今後の課題である。人工呼吸器使用者の日中活動の対策も 検討していただきたい。

5 その他

次回 25年3月中旬頃予定